

第1章 基本計画策定の考え方

1. 策定の趣旨
農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応じていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、策定する。
2. 計画の性格
県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。
3. 計画の期間
平成24年度(2012年度)から10年後を見通す。
なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定する。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化
 - (1) 人口減少社会の到来
 - (2) グローバル化の進展
 - (3) 地球環境問題の深刻化と世界の食料事情
 - (4) 人びとの価値観やライフスタイルの変化
 - (5) 情報通信等技術革新の進展
 - (6) 食料自給率の低下と国農政の転換
2. 三重県の農業及び農村の現状と課題
 - (1) 耕地
・耕地面積、耕作放棄地、耕地利用率、等の状況
 - (2) 農業者
・農家数、農業就業人口、認定農業者、農業生産法人、新規就農者、等の状況
 - (3) 農業生産
・農業算出額、食料自給率、農業所得、農産物・生産資材価格、6次産業化への取組、等の状況
 - (4) 野生鳥獣による被害
・鳥獣被害金額、等の状況
 - (5) 農村社会
・高齢化、混住化、生活基盤整備、農山漁村交流人口、等の状況

第3章 基本方針

1. 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方
 - (1) 農業及び農村の果たす役割
①食料の持続的な供給 ②多面的機能の発揮 ③地域経済と就業の場を担う産業
 - (2) 取組展開に向けた基本視点
「県民力による協創の三重づくり」とあわせ、次の3つの視点を施策展開のベースに置く。
①消費者の視点に立った「売れる農業」の展開 ②将来にわたる農業の持続的発展 ③地域の創意工夫を重視した施策の展開
 - (3) めざすべき将来の姿
①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿 ②多様な農業経営が確立され、本県農業が持続的に発展する姿
③地域の特性を生かした取組が展開され、農村が振興される姿 ④農業及び農村を起点として、新たな価値の創出が図られる姿

2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開
県民生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業及び農村の果たす役割を踏まえて、4つの基本施策と基本目標を定める。

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
食料自給率(カロリーベース)	4.2%(平成21年度)	5.1%(平成32年度)

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①需要に応じた水田農業の推進
- ②消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
- ③活力ある畜産業の健全な発展
- ④農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業者の確保・育成に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,346経営体	3,000経営体

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①地域の特性を生かした農業・農村の活性化
- ②地域の持続的な営農の仕組みづくり
- ③多様な農業者の確保・育成
- ④農業生産基盤の整備・保全
- ⑤農畜産業技術の研究開発・移転

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

農業及び農村が多面的機能を発揮できるよう、快適な農村環境の整備や都市や地域住民との連携構築に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
農山漁村地域の交流人口	5,086千人(平成22年度)	5,450千人(平成32年度)

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①安全・安心な農村づくり
- ②獣害につよい農村づくり
- ③人や産業が元氣な農村づくり
- ④多面的機能の維持増進

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食と農との結び付きの強化と、農を起点とした新たな価値の創出に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
県産品に対する消費者満足度の増加割合	(把握中)	(検討中)

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①新たなビジネス創出に向けた基盤づくり
- ②新たなマーケティング戦略の展開
- ③県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

第4章 推進体制の整備

1. 計画の推進体制

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協働を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

2. 地域活性化プランへの支援

地域の創意工夫を重視した施策展開を図るため、集落や産地等の主体的な取組を支援する仕組みとして、市町や関係団体との連携・協力体制を構築し、地域の取組意欲の増進を図りつつ、地域活性化プランの策定と実践に対する支援に取り組む。

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画(仮称)
(最終案)

平成23年12月
三 重 県

目 次

第1章 計画策定の考え方	1
1 策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢	3
1 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化	
2 三重県の農業及び農村の現状と課題	
第3章 基本方針	17
1 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方	
2 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開	
基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給	
基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立	
基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進	
基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	
第4章 推進体制の整備	36
1 計画の推進体制	
2 地域活性化プランへの支援	
参考資料 用語の解説	39

第1章 計画策定の考え方

1 策定の趣旨

三重県の農業及び農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や、四季の変化に富んだ自然環境のもと、農業者のたゆみない取組と農村地域での協働活動のもと、新鮮で安全・安心な農産物を、県民の皆さんをはじめとする多くの消費者に安定的に供給しています。また、農業の営みを通じて、洪水防止などによる県土の保全、豊かな農村景観の形成、過去から培われてきた伝統文化の伝承など、県民の皆さんの生活の安定と向上に寄与する重要な役割を果たしており、地域住民をはじめ、三重県を訪れる人びとにも安心感やこころの豊かさを提供しています。

しかしながら、三重県の農業及び農村は、高齢化や過疎化、耕作放棄地の増大が急速に進行している状況にあり、農産物価格の低迷と相まって生産力や食料安定供給力、農村活力の低下が進むなど厳しい状況に置かれています。

一方で、国際的にはWTO（世界貿易機関）などによるグローバル化が進展する中で、国内では国産食料に対する消費者のニーズが高まっていることなどをふまえて、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料自給力の向上に向けた取組や消費ニーズに対応した付加価値向上が重点的に進められるなど、農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、今後こうした状況に対応していくことが求められています。

加えて、「ものの豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」を重視するなど、社会の成熟化に伴って県民の皆さんが求める豊かさのかたちに変化してきている中で、BSE（牛海綿状脳症）の発生や食品の不正表示、輸入食品等での残留農薬問題などを契機として、県民の皆さんの健康や食の安全に対する関心が高まるとともに、温室効果ガスの増加との関連が指摘される気候変動など地球規模での環境問題への対応や東日本大震災を契機とした災害につよい地域づくりの重要性などが指摘されています。

このような情勢の中、これら諸課題への的確な対応を図るためには、「食」や「農」に対する県民の皆さんの多様化する期待に応え、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立をめざして取り組んでいく中で、「売れる農業」、さらには「もうかる農業」につなげていくことが重要であり、三重県の農業及び農村が活気に満ちあふれ、元気で魅力ある姿の実現に向けて、これまで培われてきたさまざまな知識や知恵、能力を生かして、農業及び農村の活性化に取り組んでいく必要があります。

この計画は、こうした認識のもとで、県民の皆さんの健全で豊かな食の実現と、三重県農業及び農村の持続的な発展に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、めざすべき将来の姿とその実現のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、県民各層の意見を反映し、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第1項の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、三重県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者等のさまざまな方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活

性化を進めるうえでの指針となるものです。

また、農業者や農業団体、市町には、農業及び農村の振興に向けた取組を進めるための共通の指針として、さらに、県民の皆さんには、農業及び農村の振興に理解を求めるとともに、自らの健全で豊かな「食」の実現のために「食」と「農」との望ましい関係づくりへの参画を進めるための指針として、利用されることを期待しています。

3 計画の期間

この計画は、平成 24 年度（2012 年度）を初年度とし、平成 33 年度（2021 年度）を目標年とする 10 か年計画とし、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう、おおむね 5 年ごとに見直します。

なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定することとします。

第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

1 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少社会の到来

「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、平成 42 年（2030 年）には全国の人口が 115,224 千人（中位推計）、平成 17 年（2005 年）から約 10% 減少すると予測されるとともに、実際に平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）は日本の人口は横ばい（平成 17 年からの 5 年間で 0.2% 増と調査開始以来最低の増加率）で推移するとともに、日本人人口をみると平成 17 年からの 5 年間で 0.3% 減となっています（「平成 22 年国政調査」（総務省））。

県の人口は、県経済の発展に伴ってこれまで順調に増加を続けてきましたが、平成 20 年（2008 年）の約 187 万人をピークに減少に転じ、平成 22 年（2010 年）国勢調査結果では 185 万 4,724 人となっています。

また、県の将来人口は、「都道府県の将来推計人口（平成 19 年 5 月推計）」国立社会保障・人口問題研究所）によると、平成 42 年には 1,666 千人（中位推計）、平成 17 年から約 11% 減少すると予測されており、経済の縮小やコミュニティの弱体化などの影響を生じる可能性があることから、地域活力の低下につながるなどが懸念されています。

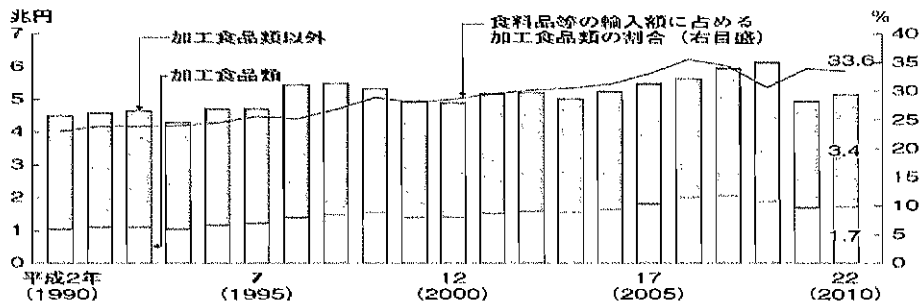
(2) グローバル化の進展

人やものはもとより、近年の情報通信技術の進展により情報のグローバル化が進み、円高の進展や世界的な貿易自由化の流れの中で、食生活の多様化等を背景に、農産物をはじめとする食料輸入は大きく増加しました。

このため、WTO（世界貿易機関）農業交渉や EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）に関する交渉が進められるとともに、TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加に向けた関係国との協議がはじめられる中で、農産物に関する交渉の動向について注視しながら、海外との競争をふまえた生産・販売戦略を構築していくことが求められています。

一方で、アジア諸国においては、急速な経済成長による所得水準の上昇を背景として、高品質な食料品等に対するニーズが高まってきていることから、日本の食文化に関する関心や日本製品のブランドイメージ等を背景として、県産農産物等の輸出の可能性も生まれてきています。

＜日本の食料品等の輸入額の推移＞



※平成 21 年以降は、円高ドル安の進行、穀物価格の低下等により大きく減少

(出展：農林水産省「平成 22 年度食料・農業・農村の動向」、(独)日本貿易振興機構「貿易統計データベース」を基に農林水産省が作成)

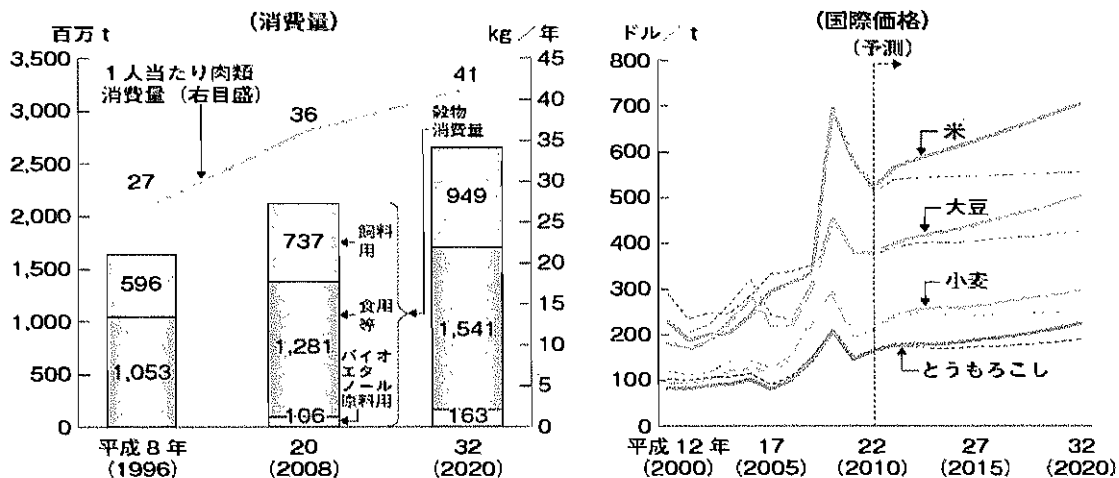
(3) 地球環境問題の深刻化と世界の食料事情など

産業革命以降、人間の社会経済活動が著しく増大した結果、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加していることにより、平均気温や海面水位の上昇など、地球規模での気象変動（いわゆる地球温暖化問題）が生じるとともに、世界の食料生産影響を及ぼす可能性が指摘されています。

一方で、食料をめぐる国際情勢は、発展途上国を中心とした人口の増加や BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）等新興国での所得向上による食生活の変化、気象変動による異常気象の頻発や栽培適地の変化等地球温暖化に伴う農業生産への影響、バイオ燃料の生産拡大に伴う穀物等の原料としての利用量の増加などによって、世界の食料事情が不安定さを増してきていることから、国内における食料自給力の向上が課題となっています。

また、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災によって東北地方を中心に太平洋沿岸地域が地震動や大津波等による未曾有の被害を受けたことから、東海・東南海・南海連動型地震の発生による甚大な被害の可能性が指摘される本県においても、大規模災害への備えの大切さが改めて確認されています。

＜世界の穀物等の消費量と国際価格の推移と見通し＞



※国際価格の実線は名目価格、破線は実質価格

(出展：農林水産省「平成 22 年度食料・農業・農村の動向」、農林水産政策研究所「2020 年における世界の需給見通し」(平成 23 年 3 月公表))

(4) 人びとの価値観やライフスタイルの変化

日本は、これまで、経済的な豊かさや利便性などを高めることに重点がおかれてきましたが、社会の成熟化に伴って個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、県民の皆さんの意識は「ものの豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」をより大切にするようになってきています。

豊かな自然や文化、農山漁村の心豊かな暮らしを求めたり、ボランティアやNPOなどによる社会貢献活動に参加したりする人が増加するなど、一人ひとりが互いの個性や能力、違いを認め合い、それぞれの価値観に基づいて人生やライフスタイルの選択の可能性を広げていくことが必要となっています。

また、度重なる食品の不適正表示や輸入食品等の残留農薬、地球温暖化問題等の発生により、食の安全・安心をはじめ、環境や健康、本物志向などが高まってきた一方で、平成 20 年秋に発生した世界同時不況の影響による経済情勢の急激な悪化等により、食料品購入における低価格志向も見られるなど、食に対する県民や消費者の皆さんのニーズはますます多様化してきています。

(5) 情報通信等技術革新の進展

インターネットや携帯電話等による IT（情報通信技術）の発達は、新しい産業分野の創出や既存産業に影響を与えることにより、さまざまな産業の成長に寄与するとともに、人びとのライフスタイルにも大きな影響を与えています。

農業においては、インターネットを活用した農産物の通信販売やトレーサビリティシステム（生産履歴管理）、GPS（人工衛星によるグローバル測位システム）やレーザーを用いた農業機械の精密・自動運転等による農作業システム、コンピュータを用いた総合的な栽培環境制御を行う植物工場や画像カメラ等によるセンシング技術を用いた自動収穫装置の開発・導入など、IT 活用によるさまざまな取組が進められています。

また、地球温暖化問題等を背景に新エネルギーへの関心が高まる中で、穀類等を利用した燃料の製造が行われるとともに、稲わら等収穫残さを使用する技術、農業用水を用いた小水力発電技術の実用化や普及のための取組が進められるなど、バイオマス等の自然エネルギー活用に向けた動きが加速しています。

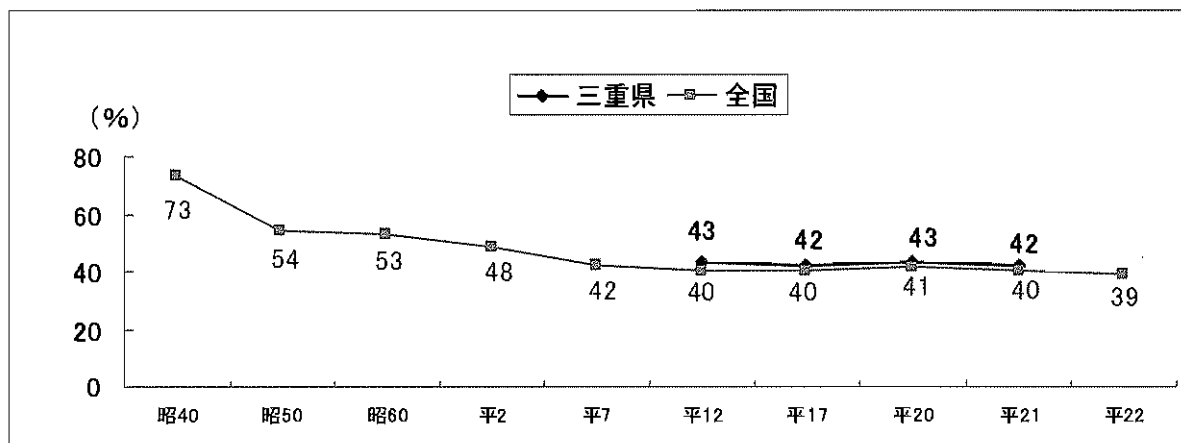
こうした技術革新は、今後さらに進展していくものと予測されることから、農業分野においても先端的技術を積極的に取り入れ、活用していく視点が求められています。

(6) 食料自給率の低下と国農政の転換

日本人の食生活が大きく変化し、国内で自給可能な米の消費が減る一方、国内生産では供給困難なとうもろこし等の飼料穀物を必要とする畜産物や、大豆やなたね等を使用する油脂類の消費が増加したこと、農業従事者の高齢化や減少等により国内の食料供給力が低下したこと等から、国や県の食料自給率（カロリーベース）は 40% 程度にまで低下しています。

こうした状況をふまえて、国は平成 22 年 3 月に、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、大幅な政策の転換を図ることを明記するとともに、平成 32 年（2020 年）の食料自給率（カロリーベース）を 50% に高めることを目標に掲げる新たな食料・農業・農村基本計画を策定しました。なお、国の新たな基本計画においては、意欲ある者の創意工夫を引き出し、農業及び農村の潜在力が最大限に発揮され、国民が将来に向けて新しい展望を描くことができるよう、戸別所得補償制度の導入、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換、6 次産業化による活力ある農山漁村の再生という新たな理念に基づく施策を基本に、各般の施策を一体的に推進する政策体系に農政を転換させ、「食」と「地域」の早急な再生を図っていくことが明記されています。

<食料自給率（カロリーベース）の推移>



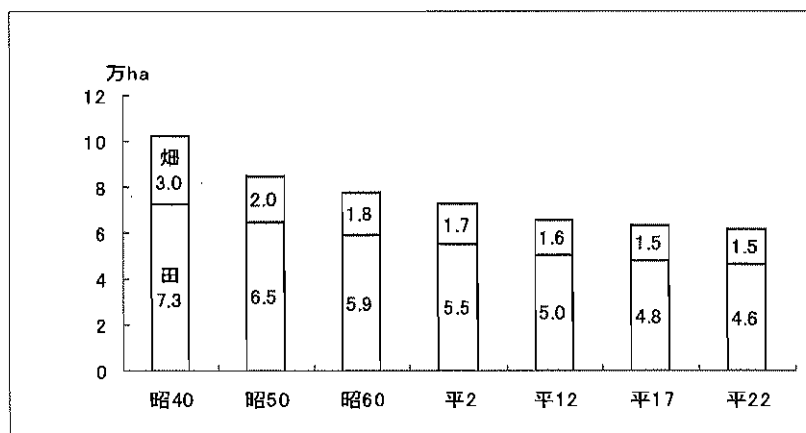
(資料：農林水産省「食料自給率の推移」「都道府県別食料自給率の推移」)

2 三重県の農業及び農村の現状と課題

(1) 耕地

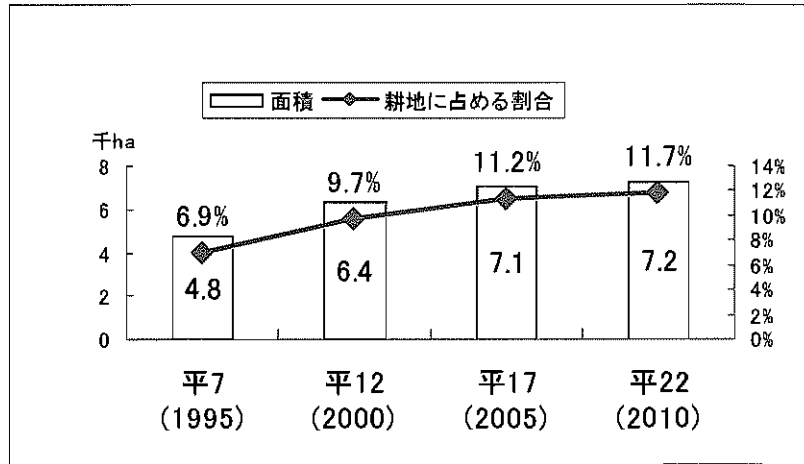
- ◆耕地面積は、年々減少してきています。平成12年(2000年)から平成22年(2010年)までの直近10年間で、耕地面積の約6.4%にあたる、約4,200haが減少しました。
- ◆耕作放棄地面積は、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきており、平成22年には県全体で7,223ha、全耕地に占める割合は11.7%となっています。
- ◆耕地利用率は、農業及び農村が置かれた厳しい情勢を反映して年々低下してきており、水田における麦・大豆等戦略作物の生産拡大の取組によって平成20年(2008年)以降わずかに上昇しているものの、依然として90%を下回る水準で推移しています。
- ◆県民の皆さん等への食料の持続的な供給や、洪水防止をはじめとする農地の持つ多面的機能を維持していくためにも、県内の優良農地を維持・保全し、食料生産の基盤を強化していくための農地の適正な管理や有効利用を図っていくことが重要な課題となっています。

<耕地面積の推移>



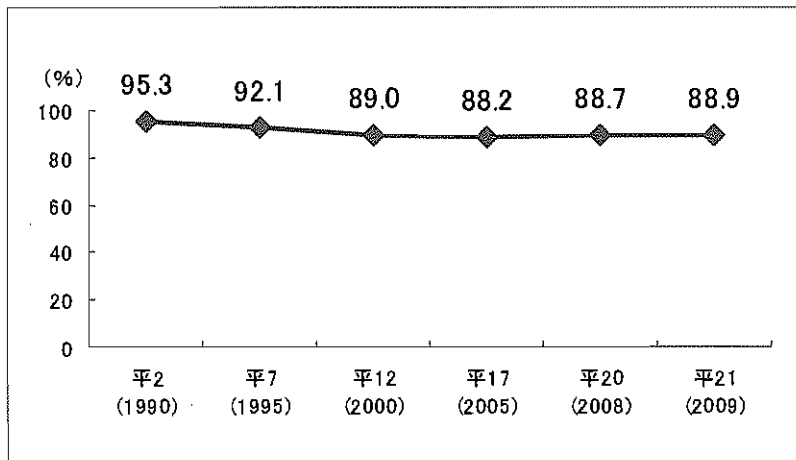
(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

<耕作放棄地面積の推移>



(資料：農林水産省「農林業センサス」)

<耕地利用率の推移>



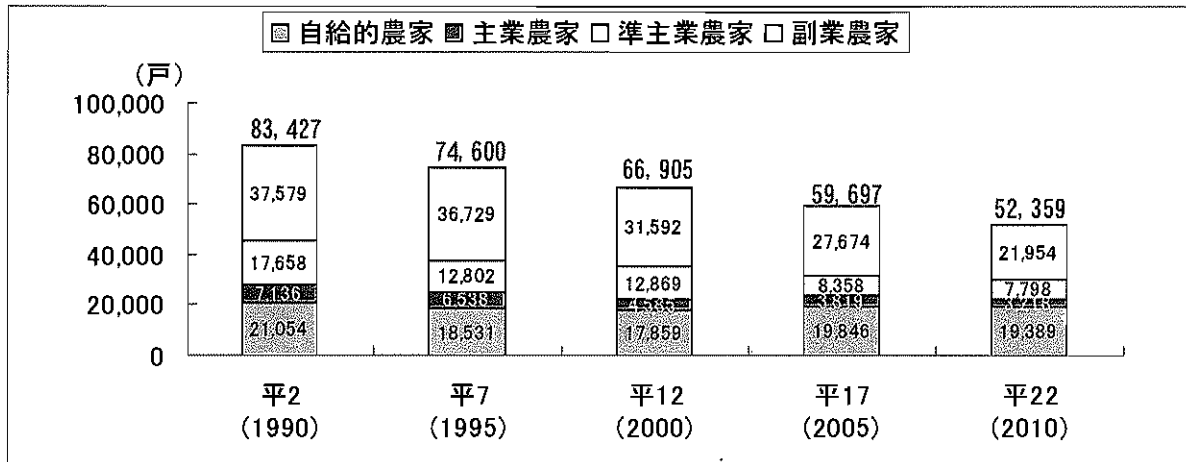
(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(2) 農業者

- ◆農家数は年々減少してきており、平成22年までの直近10年間で約20%減少しています。
- ◆農業就業人口は、平成22年までの直近10年間で約40%減少するとともに、平成22年には65歳以上が74%を占め、高齢化が進んでいます。
- ◆認定農業者や農業法人など意欲と経営感覚に優れた経営体数は、おおむね増加傾向にあります。また、企業等、農業生産法人以外の法人についても、平成22年度末時点で12法人が農業経営に参入しています。
- ◆新規就農者数は、農業法人等への就職も含めて、近年、50人から70人程度で推移してきましたが、平成21年度以降は厳しい雇用・経済状況を反映して新規就農が100人/年を超えています。

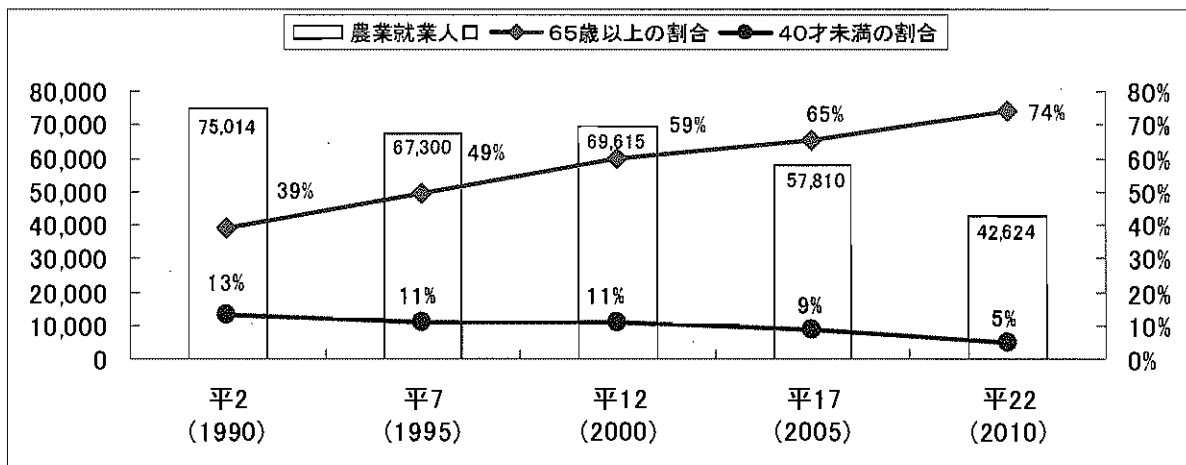
- ◆農業従事者の高齢化の進行や担い手不足等の農業及び農村を取り巻く状況をふまえると、規模拡大や経営発展をめざす企業的な経営体の確保・育成や、新規就農者をはじめとする新たな農業参入の拡大を図ることが重要な課題です。
- ◆地域の農地や集落を維持していくための集落営農組織等の育成や集落等の地域を単位とした土地利用調整の仕組みづくりも求められています。

＜農家数の推移＞



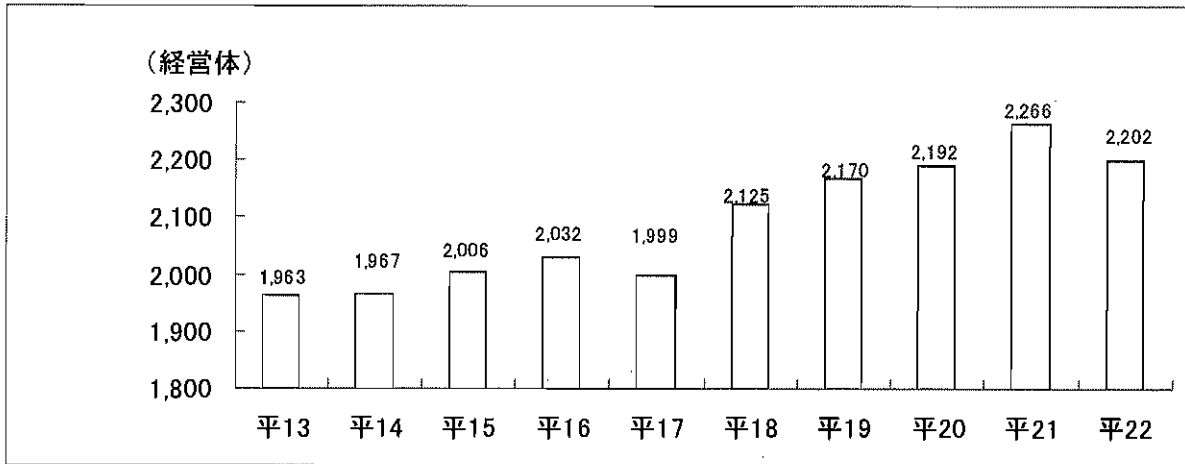
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

＜農業就業人口の推移（販売農家の、主として農業に従事した世帯員数）＞



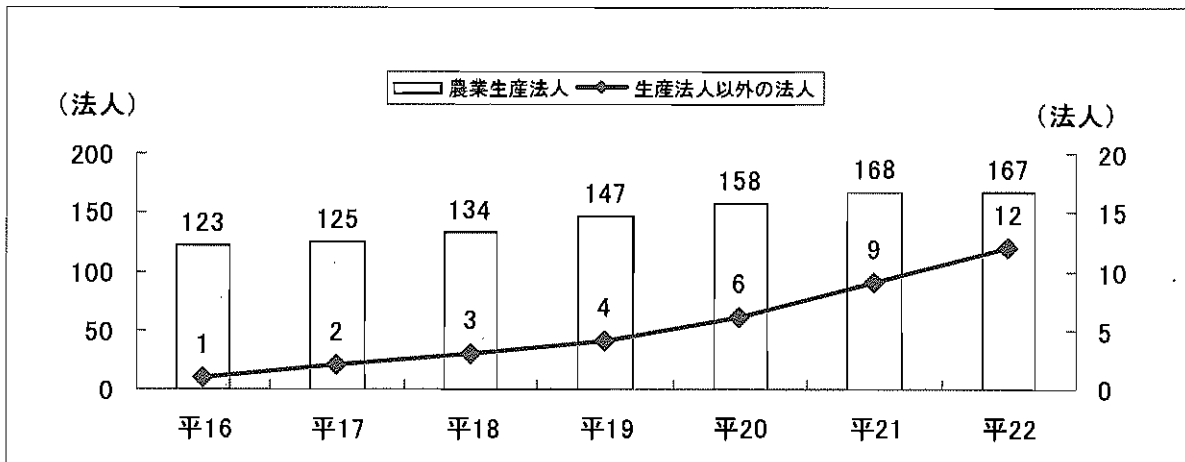
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

＜認定農業者数の推移＞



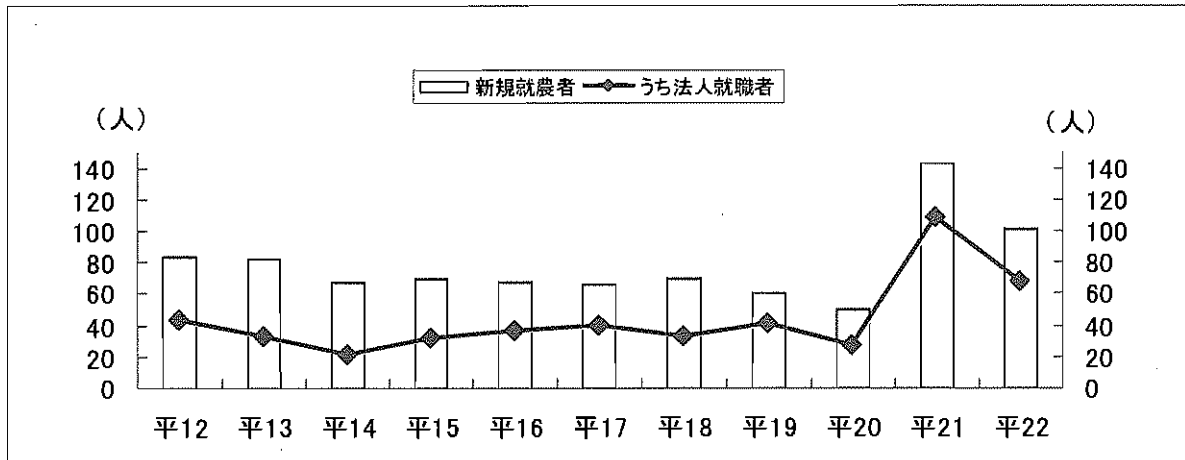
(資料：農業経営室調べ)

＜農業生産法人数の推移＞



(資料：農業経営室、農地調整室調べ)

<新規就農者数の推移>

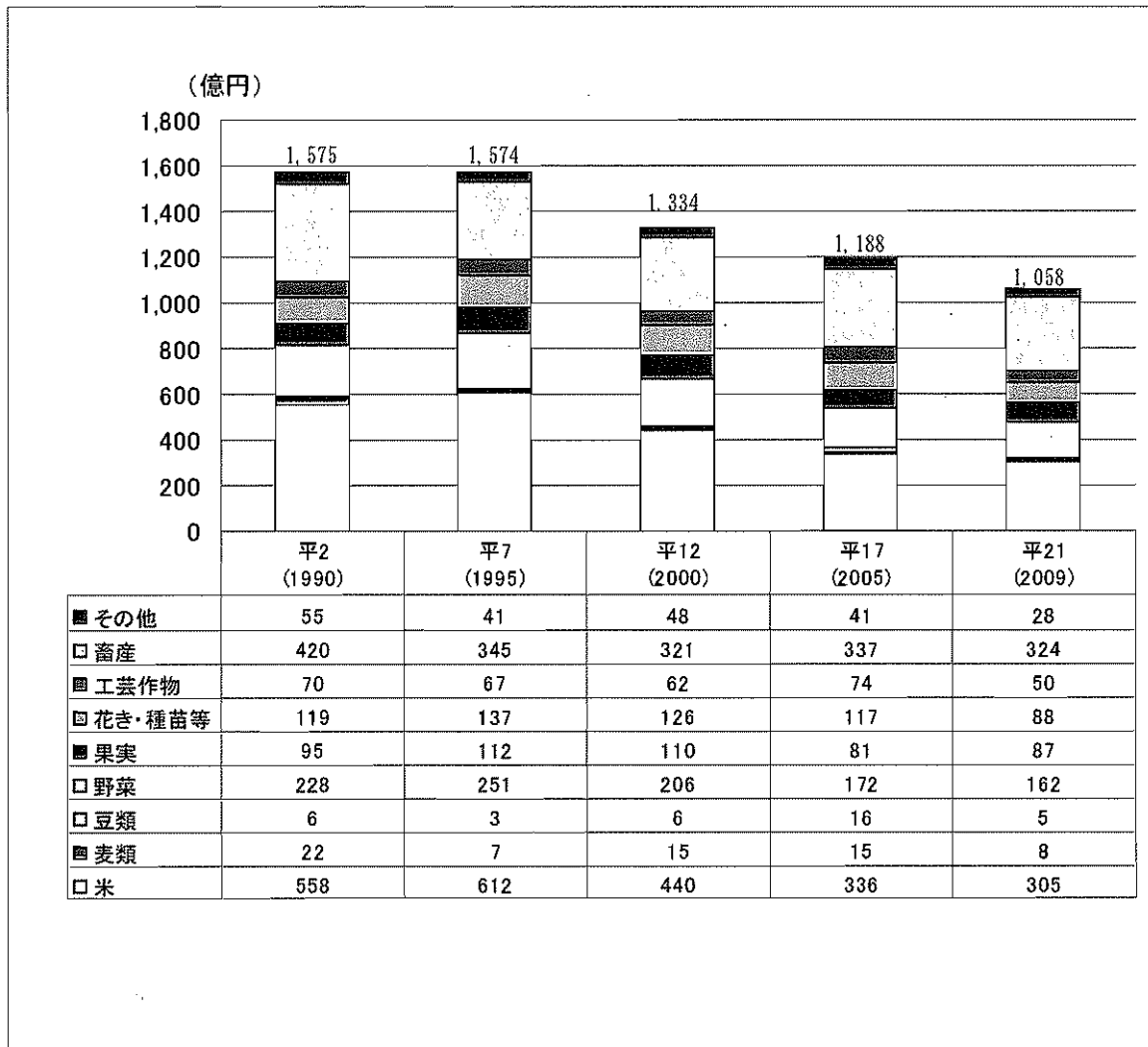


(資料：農業経営室調べ)

(3) 農業生産

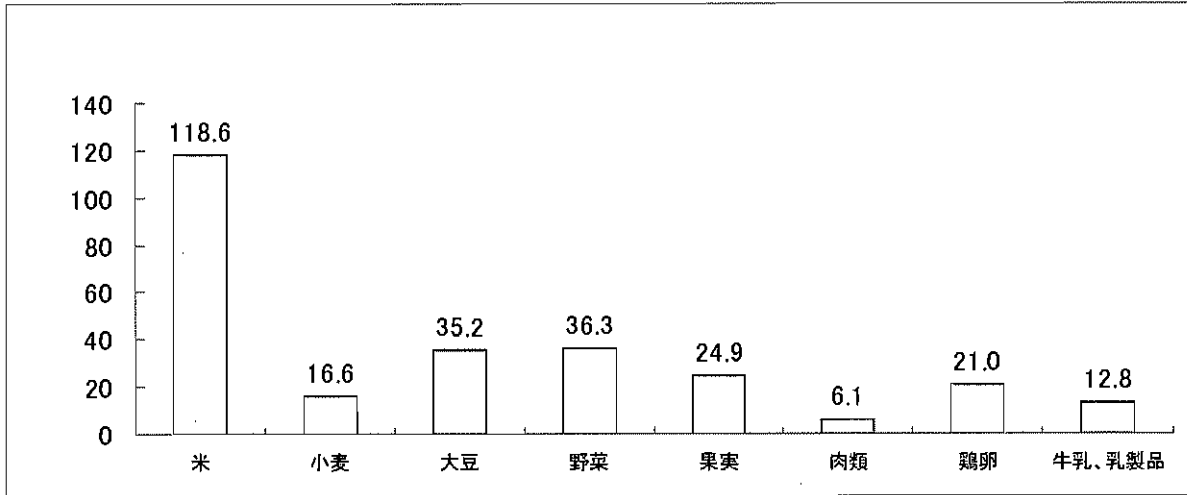
- ◆三重県の農業算出額は、平成 21 年に 1,058 億円で、このうち、米と畜産がそれぞれ 30%程度を占めています。
- ◆平成 2 年の 1,575 億円と比較して 33%の減少となっており、水田の割合が7割を超えるなど稲作依存度が高い三重県農業の実状から、米価の低迷や米の生産調整が大きく影響しています。
- ◆農業資材価格等は年々上昇傾向にあるとともに、特に近年は、世界的な肥料需要の増大を背景として肥料原料価格が高騰する事態が生じるなど、燃油高騰などとともに農業経営を圧迫する要因の一つになっています。
- ◆三重県の販売農家は兼業機会に恵まれたことなどにより農業依存度が低い特徴がありますが、平成 20 年には1戸あたりの農業所得がマイナスとなるとともに、バブル経済崩壊以降の景気低迷の長期化などの影響から農外所得が大きく減少したことと相まって、農家所得が減少してきています。
- ◆農業者が行う農業生産関連事業（いわゆる「6次産業化」）への取組状況については、直売を行った経営体の割合が平成 22 年に 34%まで増加するとともに、農産物の加工を行う経営体をはじめとして、貸農園・観光農園等、農家民宿・農家レストランに取り組む経営体が着実に増えてきています。
- ◆国や県の食料自給率（カロリーベース）や農業経営を取り巻く厳しい状況等をふまえると、安全・安心な農産物等が安定的に供給されるよう三重県の食料自給力の強化を図るとともに、意欲ある農業者が持続的・発展的に経営を展開していくことができるよう、収益性の向上や新たな需要の創出に向けて6次産業化や農商工連携への取組の促進が求められています。

＜農業産出額の推移＞



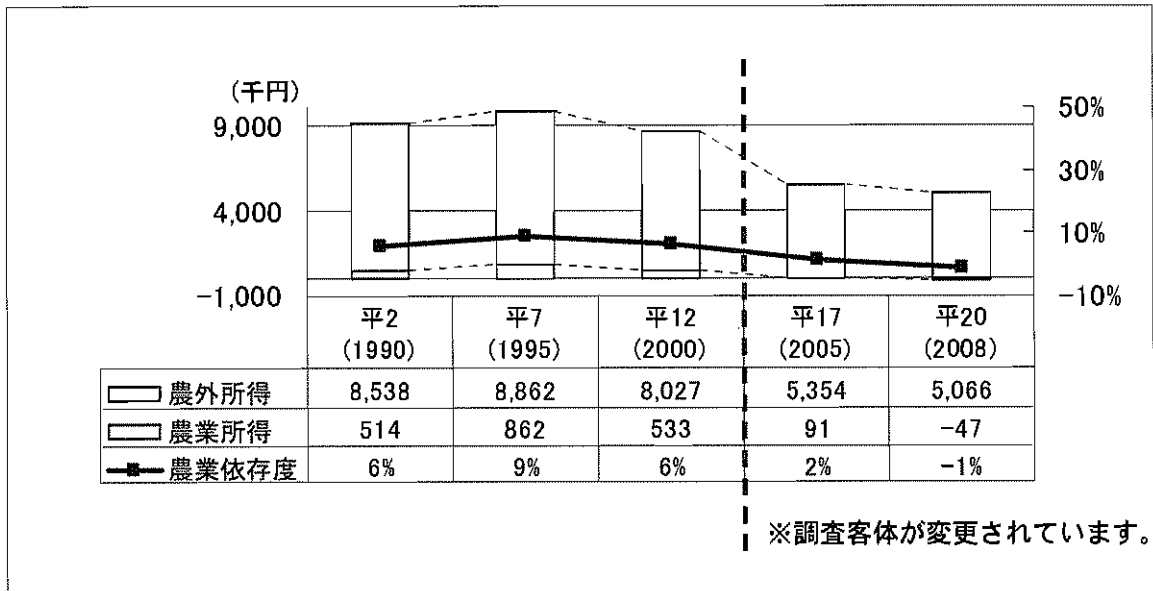
(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

＜主要農産物別の自給率（カロリーベース、平成 21 年度）＞



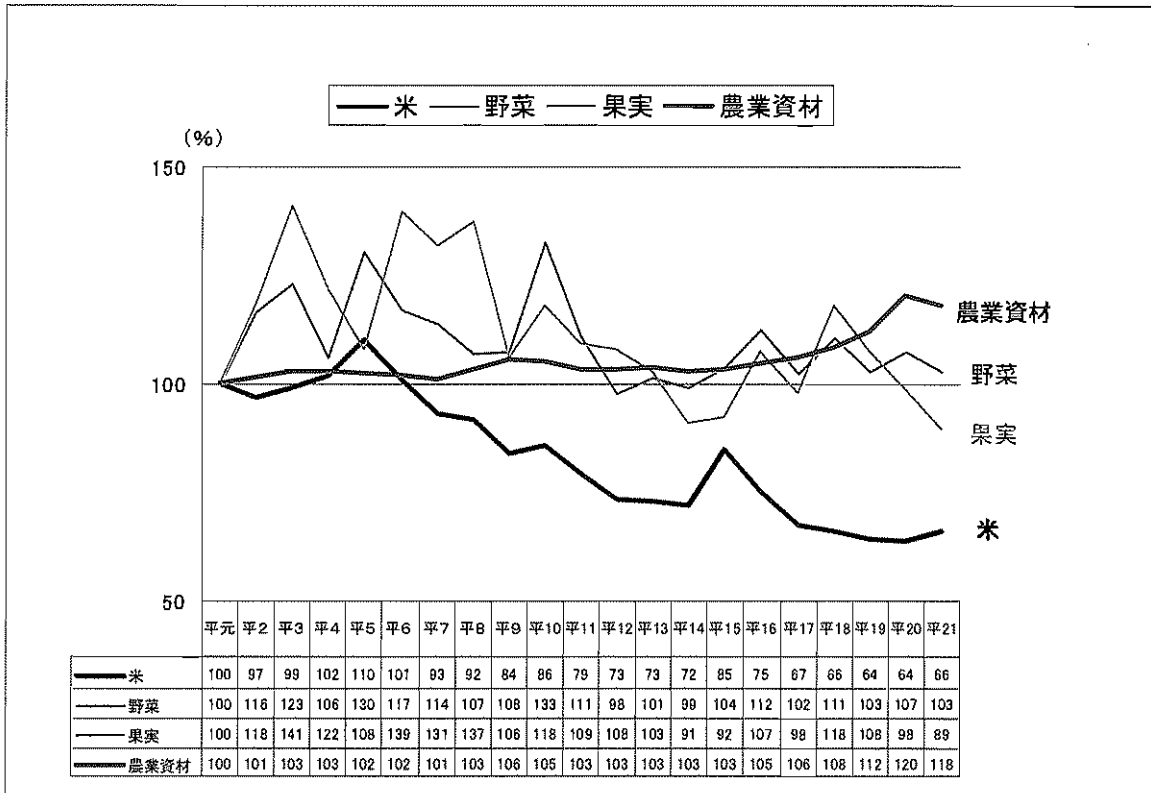
（資料：農林水産省「農林水産統計年報」「食料需給表」等による農業経営室推計）

＜販売農家 1 戸あたりの農業所得等の推移＞



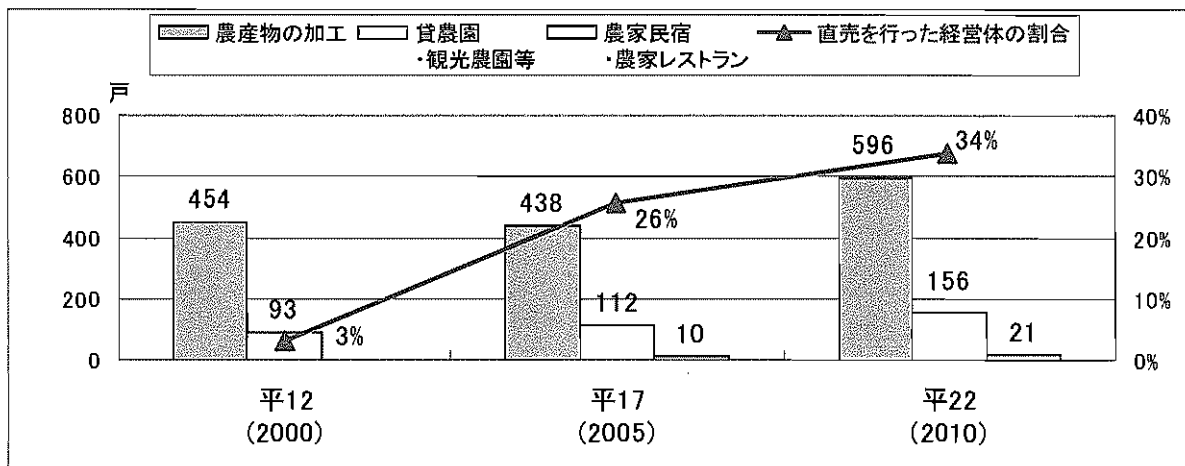
（資料：農林水産省「農林水産統計年報」）

＜主な農産物及び農業生産資材価格の推移（全国）＞



（資料：農林水産省「農林水産統計年報」）

＜農業者の6次産業化への取組状況の推移＞

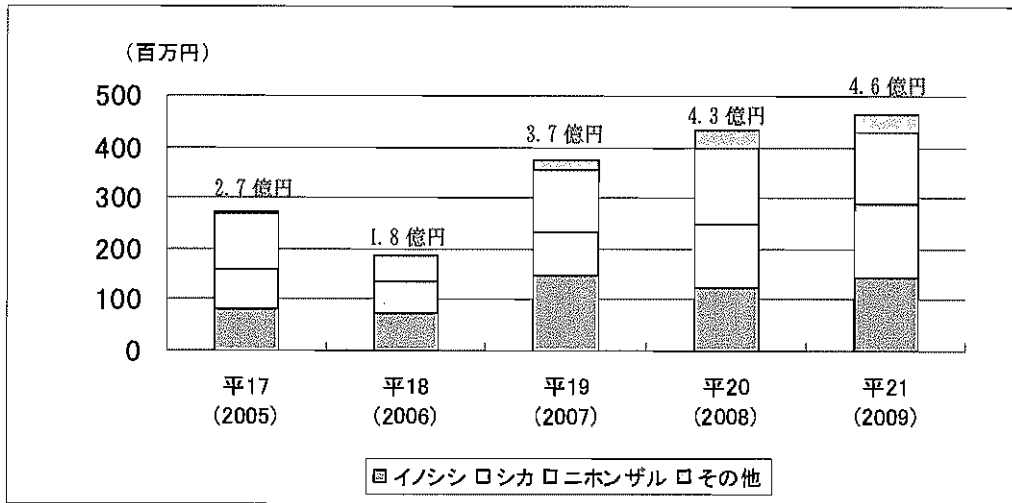


（資料：農林水産省「農林業センサス」）

(4) 野生鳥獣による被害

- ◆野生鳥獣による農作物被害は近年増加傾向にあり、平成 21 年には約 4.6 億円となるなど、深刻な状況が続いています。
- ◆中山間地域の農業者を中心に生産意欲の減退等深刻な影響が生じてきていることから、有害鳥獣に対する効果的な被害防止対策等を総合的に講じていく必要があります。

＜野生鳥獣による農作物被害額の推移＞

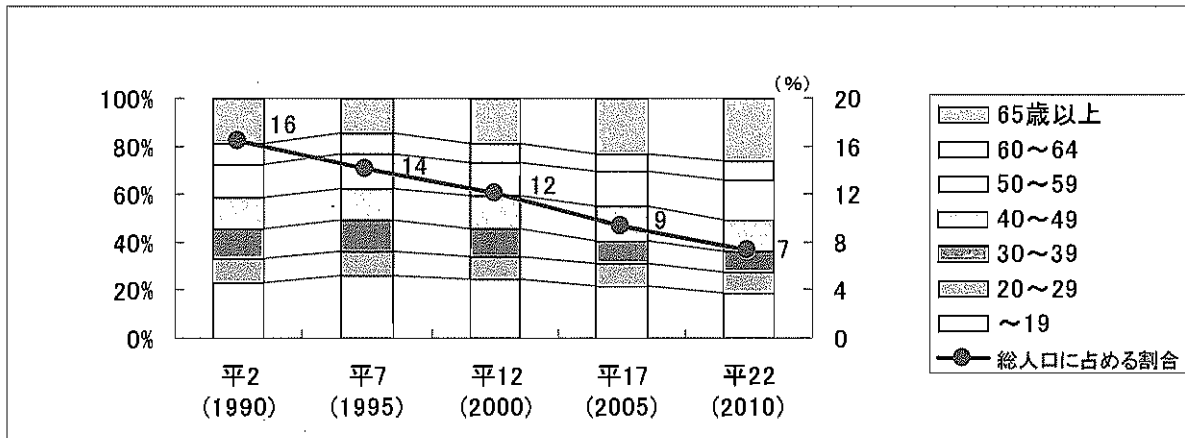


(資料：農山漁村室調べ)

(5) 農村社会

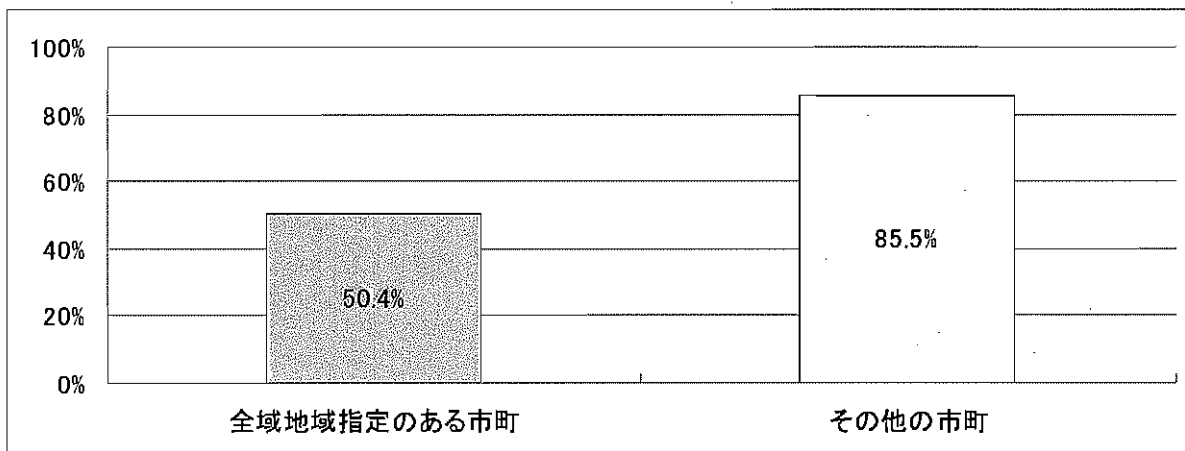
- ◆農家世帯の年齢構成を見ると、販売農家の世帯員に占める 65 歳以上の割合が確実に高まってきています。
- ◆県の総人口に占める販売農家世帯員の割合が平成 22 年には 7% となるなど、農村地域における混住化が進んできていることが伺えます。
- ◆農山漁村地域における生活排水整備率が他地域と比較して低い水準にあると推測されるなど、農村漁村地域の生活環境整備がまだまだ十分でないことが伺えます。
- ◆農山漁村地域を訪れる都市農村交流人口は、平成 22 年は減少したものの 400 万人を超える人が県内の農山漁村での交流活動等を行っています。

＜農家人口（販売農家の世帯員）の年齢別割合の推移＞



（資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」）

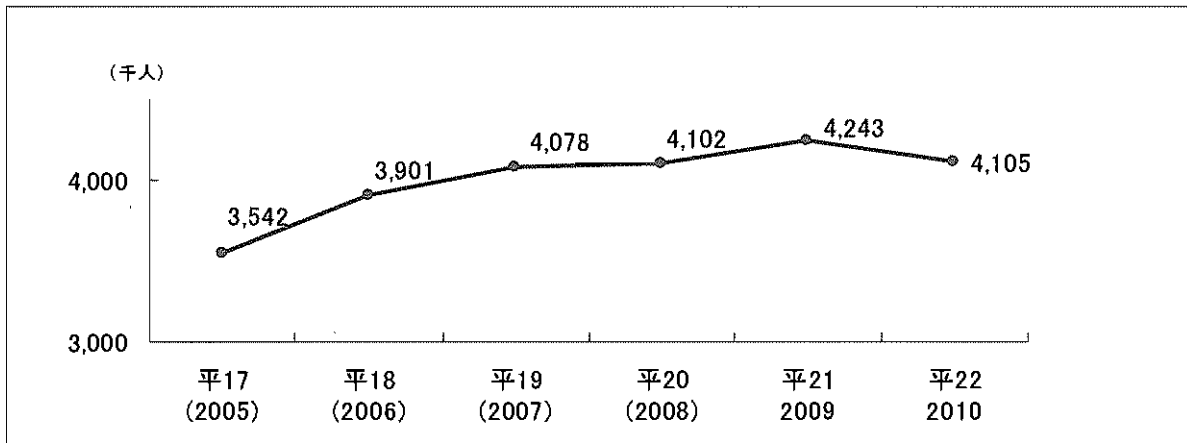
＜農山漁村地域等における生活排水処理施設整備率（平成 21 年度）＞



※全域地域指定とは、全域で特定農山村・振興山村・過疎地域のいずれかの指定を受けているか、全域で半島振興地域の指定を受けかつ一部地域で特定農山村・振興山村・過疎地域のいずれかの指定を受けている市町。

（資料：水質改善室調べをもとに農業経営室で作成）

<農山漁村地域の主要交流施設利用者数の推移>



(資料：県内の59施設を対象とした農山漁村室調べ)

第3章 基本方針

1 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

(1) 農業及び農村の果たす役割

役割1 食料の持続的な供給

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して安定的に消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料供給力は依然低位で、農業従事者の高齢化の進展など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、国際的には、地球的な気候変動や途上国での人口増加などから、中長期的には食料需給の逼迫が不安視されるなど、食料を取り巻く状況は予断を許さない状況にあります。

三重県においても、県段階のカロリーベースの食料自給率は平成21年度（2009年度）で42%と横ばい傾向にあることから、今後、需要に応じた食料の供給力を向上し、安心して食べられる農産物を安定的に供給することにより、県民の皆さんへの食料供給の安心感を醸成していく役割を果たしていく必要があります。

役割2 多面的機能の発揮

農業及び農村は、農産物を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業生産や農村地域のさまざまな活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しています。

特に三重県の農業及び農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形と気候の中で、地域ごとに特色のある農業生産活動と相まって、さまざまな二次的な自然、農村景観や歴史・文化を有しています。また、中規模都市が連坦する三重県の都市構造とあいまって、多面的機能を県民の皆さんの生活の場へ身近に提供しています。

県民の皆さんがゆとりと豊かさを実感できる暮らしをおくるうえで、農業及び農村が発揮する多面的機能は欠くことのできないものであり、将来にわたり持続的に多面的機能を発揮していく役割があります。

役割3 地域経済と就業の場を担う産業

三重県の産業全体から見れば農業の占める割合は小さいものですが、近年、大規模な農業経営や農業法人などの企業的な経営が生まれつつあるとともに、他産業から農業に参入する企業も現れてきています。

また、農産物直売所や大規模小売店内の農産物直売コーナーなどを通じて、直売に取り組む農業者が増加しており、その販売額も年々増加するなど、地域に新たな活力を生み出してきています。

さらに、食品産業と連携した新商品の開発、地域の自然や景観を生かした集客ビジネス、加工や販売に一体的に取り組む6次産業化など「売れる農業」に向けた新たな価値創出への取組も育ちつつあります。

こうした新たな農業及び農村の活動は、地域経済の循環と地域就業の場として大きな

役割を担っています。

(2) 取組展開に向けた基本視点

農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、今後、こうした状況に的確に対応し、農業及び農村の果たすべき役割を持続的に発揮していくためには、中長期を見通した新たな発想での確かな視点を持って農業及び農村の活性化に取り組んでいくことが必要です。

また、三重県の農業及び農村を次の世代に継承していくためには、最も身近でその恩恵を享受している県民の皆さん一人ひとりが県産農産物に込められた農業及び農村の価値を適正に評価し、日々の生活の中で積極的に選択するとともに、県民の皆さんの理解と行動に支えられた農業者や食品産業事業者が質の高い食料を合理的な価格で供給する努力を続けていくことが極めて重要となります。

こうしたことをふまえて、本計画を策定するにあたっては、「消費者の視点に立った『売れる農業』の展開」「将来にわたる農業の持続的発展」「地域の創意工夫を重視した施策の展開」の、3つを基本視点としました。

これら基本視点と“みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による協創の三重づくり」”を施策展開のベースに置いて、関係する主体の皆さんの自主的で継続性のある取組を促しながら、将来にわたって県民の皆さんが豊かな三重県の「食」の恩恵を享受でき、農業者や食品産業事業者が誇りと希望を持って生産活動に取り組むことができる社会をめざします。

基本視点1 消費者の視点に立った「売れる農業」の展開

農業及び農村の果たすべき基本的な役割である農産物を安定的に供給していくためには、持続的な生産体制を構築するだけでなく、安全・安心、新鮮、高品質、手頃な価格、健康など、消費者の食に対する多様化するニーズに応え、マーケットで支持される農産物を生産していくことが極めて重要です。

市場流通での産地間競争の激化に加え、市場外流通の増大、大型量販店による寡占化、外食や中食需要の増加などマーケットの動向が劇的に変化している中、マーケットで支持される農産物を生産することは、安定的な取引関係を構築し、「売れる農業」、ひいては「もうかる農業」につながっていくものです。

このため、食育などを通じた消費者との相互理解の促進や地産地消の定着を図る中で、消費者のニーズを的確に受けとめるマーケットインの発想やニーズを先取りした需要創造型農業の考え方などを意識した経営計画の策定を促すとともに、流通事業者との商談機会や消費者への直接販売の機会の創出などに取り組み、農産物の生産をはじめ、加工や流通なども含め、常に消費者の視点に立った考え方を重視した「売れる農業」の取組定着を進めていきます。

基本視点2 将来にわたる農業の持続的発展

農業は、土と水と太陽から、価値ある産物である農産物を生み出すとともに、農産物生産といった単に経済的な活動だけではなく、県土の保全、自然環境の保全、良好な景

観の形成、文化の伝承など、県民の皆さんの生活にゆとりと豊かさを提供する経済価値だけでは計れない役割（多面的機能）を発揮するといった他の産業にはない特徴を持っています。

こうした農業及び農村の持つ産業としての特徴を継続的に発揮し、安全・安心な農産物の安定的な供給や多面的機能の維持・増進など、県民の皆さんの期待に応えていくためには、農業及び農村の活動が将来に向けて持続していくことは、その前提となります。

三重県の農村では、安定的な兼業機会に恵まれており、これまで兼業の農業従事者によって農業が支えられてきましたが、近年、その高齢化や新たに従事する跡継ぎ等の減少など、農村での農業の労働力構成が大きく変化してきています。このような新たな状況に対応できる合理的で持続的な営農システムを改めて構築していく必要があります。

このため、国の食料政策等を効果的に活用しつつ、農業従事が困難となった農地の円滑な利用調整を地域で進める土地利用調整システムの定着をはじめ、これら農地の営農を担う認定農業者や特定農業団体などの農業経営体の育成・強化とともに、意欲ある若者の新規就農の促進、組織的な農地保全を図る集落営農や、退職人材の回帰就農の促進、他産業からの企業参入の促進など、持続的な生産体制構築に向けた重層的な対策を進めていきます。

また、こうした営農システムを支える基盤である農村の活力の維持・向上を図るため、快適性、利便性や生産性の高い生活環境や生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、災害や獣害につよい地域づくりを進めていきます。

基本視点3 地域の創意工夫を重視した施策の展開

農業及び農村の活性化を図っていくためには、地域の農地、環境、農業に係る知識や文化など農村の資源を有効に活用しつつ、これらを有機的に結びつけ、地域の総合力を動員して、地域全体で生み出していく価値を高めていくことが重要です。

その価値を高めていく方向には、農業生産の維持や効率化を狙った取組から、農産物生産に加え、加工、流通、集客交流などに広がる6次産業や農商工連携など「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展を狙った取組など、地域の実情や特性に応じてさまざまな段階や方向があります。

このため、地域の実情や特性に応じて、地域の考え方をふまえ、地域自らの活動を育て、伸ばしていくといった地域の創意工夫を重視した施策展開が必要となります。

そこで、市町や関係団体と連携し、農業者等の意欲の増進を図りつつ、自ら目標や方針を定めた計画づくりを進め、その実行を支援していくことを基本として、例えば、地域の農地やコミュニティの維持を中心とする取組をはじめ、集落営農に取り組む地域、農作物の付加価値向上に取り組む地域、自然を生かした誘客に取り組む地域など、幅広い地域課題の解決に向けた取組を促進していきます。また、かんきつや野菜など作目によってつながる産地や、直売所等を核とした多様な作目を生産する産地など、地域のみぎす方向に応じた多様な産地形成の促進を図っていきます。

さらに、食にまつわる先端技術や新たな事業展開などの面でサポートできる産学官のネットワーク化やテーマ別クラスター構築等を通じてフード・イノベーションの形成に取り組むことにより、地域の創意工夫を生かした取組の着実な成長につなげていきます。

(3) めざすべき将来の姿

三重県農業及び農村の活性化のためには、食に対する県民の皆さんの多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要です。

こうしたことをふまえて、三重県農業及び農村がめざしていくべき具体的な4つの姿を定めて、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めていきます。

①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿

- ◆効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や実需者のニーズに的確に対応した生産が行われるなど消費者に信頼される農産物を安定的に提供するための生産・流通体制が整備されています。
- ◆行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導が行われるほか、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成につながる自主衛生管理が生産、加工、流通に携わる人びとに定着しています。

②多様な農業経営が確立され、本県農業が持続的に発展する姿

- ◆意欲ある多様な農業者が確保・育成されるとともに、新規就農者や企業などの新たな参入が拡大し、経営感覚あふれる農業経営の展開や農業団体の活発な活動が行われています。
- ◆農業の生産基盤が整備されることによって、地域の特性を生かした効率的な生産や農業者と消費者との交流などが活発に行われています。

③地域の特性を生かした取組が展開され、本県農村が振興される姿

- ◆豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たなビジネスが創出されることで、その地域に暮らす一人ひとりが元気に輝き、地域の魅力が高まっています。
- ◆農村地域の快適性や利便性、生産性が高まるとともに、農業の持続的な活動が行われる中で、地域住民の自主的な取組により「獣害につよい集落」が育成されるほか、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能の維持増進のための活動が活発化することにより、その機能が十分に発揮され、地域の魅力や価値を高めています。

④本県農業及び農村を起点として、新たな価値の創出がはかれる姿

- ◆県民の皆さんに豊かで健全な食生活が広がる中で、満足感、環境や健康志向などを満たす新たな価値が積極的に提案され、地域資源の特徴を生かした競争力のある農産物や加工食品、サービス等が充実し、県内外や海外に提供されることにより、農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしにつながっています。
- ◆農業者等による環境など新たな価値判断軸への積極的な対応により、農業が県民の皆さんや消費者から適正に評価、支持されています。

2 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

県民の皆さんの生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業及び農村の果たす役割をふまえるとともに、めざすべき将来の姿の実現に向けて、次のとおり、4つの基本施策と主要な目標を定め、取り組んでいきます。

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や実需者ニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。

また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。

現状と課題

食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、農業従事者の高齢化の進行や農産物価格の低迷などによる農業生産の活力低下が懸念されるとともに、農産物の貿易自由化に向けた動きなど、農業をとりまく環境は大きく変化してきています。

こうした状況に対応するため、食料自給力の向上に向けた取組を進めるとともに、多様化する消費者のニーズに応えて、消費者や実需者に支持される高品質で安全な農産物を安定して提供するための生産から販売に至る体制整備が求められています。

また、食の安全・安心の確保に関わる体制の整備は進んできていますが、東京電力福島原子力発電所事故に起因する農産物の放射能汚染への緊急的な対応をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、食品の不適正表示など食に関わるさまざまな問題の発生が依然として続いていることから、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等が共有できるシステムづくりが重要となっています。

主な取組方向

食料自給力の向上に向け、国の食料政策等を効果的に活用しながら、麦・大豆・新規需要米等の生産拡大や水田の有効利用を促進するとともに、園芸作物における既存産地の充実や新たな産地の育成に取り組めます。

畜産業については、生産技術や飼料自給力の向上、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病にかかる監視体制の強化などによる安全・安心の確保を進めるほか、肥育素牛の県内生産システムの構築、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。

また、園芸作物や畜産物などのブランド力の向上や、安全・安心農業生産技術、先進

的なGAPやHACCP方式の導入などによる安全・安心の確保を進めるとともに、新技術の開発や技術移転の迅速化、農業者と実需者等との連携による農商工連携や6次産業化の促進等の取組との連携を図りながら、県民の皆さん等に支持される安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築に取り組みます。

さらに、農産物の生産から流通・販売に至る過程での衛生管理や農薬等の生産資材の適正な流通、使用などについて監視・指導を行うとともに、生産者、消費者等との連携による安全・安心の「見える化」などを進めます。

基本目標指標

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
食料自給率(カロリーベース)	42% (平成 21 年度)	51% (平成 32 年度)

・県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合(農林水産省「三重農林水産統計年報」などにより算出)。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の概算値により測ることとします。

目標達成に向けた施策展開の内容

◆ 1 - (1) 需要に応じた水田農業の推進

食料自給力の向上のため、麦・大豆・新規需要米等を戦略作物と位置づけ、国の食料政策等を効果的に活用しながら消費者や実需者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進めることにより、水田の有効活用を図ります。

【取組目標指標】

取 組 目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
水田利用率	93%	102%

・水田面積における作付面積の割合(農水商工部農畜産室調べ)

◆ 1 - (2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

園芸等産地形成の促進に向けて、農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営、ブランド力の向上や販路拡大など、既存産地の充実や新たな産地の展開を通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援します。

【取組目標指標】

取組目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数	二	40産地

・契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数（農水商工部農畜産室調べ）

◆ 1 - (3) 活力ある畜産業の健全な発展

安全で安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて、生産技術や飼料自給力の向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、衛生管理の徹底や家畜伝染病監視の強化など、生産から流通・販売をとおした総合的な支援に取り組みます。

【取組目標指標】

取組目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
近隣府県の畜産産出額に占める割合	13.8% (平成 21 年度)	14.9% (平成 32 年度)

・近隣府県（中京、近畿圏内の三重県を含む2府7県）の畜産物の産出額に占める本県の割合（農水商工部農畜産室調べ）。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる最新のデータである近隣府県の畜産産出額に占める割合の平成 32 年度実績数値により測ることとします。

◆ 1 - (4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

農畜産物等の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通、使用や食品表示などの監視・指導、GAPやHACCPなどの手法等を活用した生産工程管理の促進を図るとともに、「みえの安全・安心農業」の定着促進、生産者や消費者等との連携による食の安全・安心の「見える化」に取り組みます。

また、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

【取組目標指標】

取組目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合	10%	80%

・「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合（農水商工部農畜産物安全室調べ）

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

めざす方向

意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。

さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新品種等の研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。

現状と課題

三重県は、温暖な気候、南北に延びる細長い地形、海と山に囲まれた多様な自然の中で、京阪神、中京等の大消費地が近いという地理的条件のもと、多様な農業が営まれてきました。一方、県内には中規模都市が点在しており、他産業への就業機会にも恵まれていることから、農家の兼業化が進んでいます。加えて、若者の流出や農業従事者の高齢化もあり、農村では農業の担い手不足が深刻になるとともに、ライフスタイルの変化や国際化の進展などの影響を受け、農産物価格の低迷が続いています。

このような中、県民の皆さんが安全・安心な食を安定的に享受できるとともに、農業に魅力を感じ、自らの職業として選択し、意欲的に農業経営に取り組むことができる環境を確立していくためには、関係機関が相互に連携した経営支援体制の整備や集落等の地域を単位として農地の利用調整を行い、意欲ある農業者に委ねていく仕組みの構築、環境と調和した効率的で高度な生産基盤の整備が必要となっています。

主な取組方向

集落や産地等でのマネジメント体制を構築し、地域農業の持続的な発展を図るため、普及活動の展開や農業団体等と連携する中で、「地域活性化プラン」の策定・実践に取り組む地域等を支援するとともに、農業者の経営発展や女性・高齢者等の活動が活発に行われる環境づくりに取り組みます。

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、国の食料政策等を効果的に活用し持続的、発展的に経営を展開していくための支援を行うとともに、集落等を単位として持続的、安定的な営農体制を確立するための集落営農組織等の設立、適切な運営や法人化の支援等に取り組みます。

新たな経営体等の確保・育成を図るため、財団法人三重県農林水産支援センター等と連携して、新規就農希望者や新規参入企業、障がい者等への就農支援や技術指導、雇用者となる農業者等への必要な情報の提供等を行います。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、環境と調和した生産や

流通の低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備、農業用施設の機能維持のための取組や防災対策、耕作放棄地の再生等による優良農地の確保を進めます。

さらに、農畜産技術の研究開発と移転を通じて、農業者や食品産業事業者等による県民の皆さんの多様化するニーズに応える新たな商品やサービスの提供を促進します。

基本目標指標

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,346 経営体	3,000 経営体

・積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体(認定農業者及び集落営農組織等)の数(農水商工部農業経営室調べ)

目標達成に向けた施策展開の内容

◆Ⅱ－(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化

農業・農村の活性化を図るため、普及活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、その支援体制の整備を進めます。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
地域活性化プラン策定数	50 プラン	550 プラン

・地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数(農水商工部農業経営室調べ)

◆Ⅱ－(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり

集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向けて、土地利用調整ルールづくり、集落営農組織の設立や法人化等を進めます。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
持続的な営農の仕組みを有する集落の割合	29%	75%

・県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合(農水商工部農業経営室調べ)

◆Ⅱ－(3) 多様な農業者の確保・育成

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、経営の安定・発展のための支援を行うと

ともに、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援を通じて新たな経営体等の確保に取り組みます。また、方針決定への女性の登用、女性起業家の育成等に向けた取組を進め、農業及び農村における男女共同参画を促進します。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
新規就農者数	101人 (平成 22 年度)	100人

・県内で農業へ就業した 40 才未満の人の数（農水商工部農業経営室調べ）

◆ II - (4) 農業生産基盤の整備・保全

農業生産力の強化に向けて、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めるとともに、頭首工や用水路などの農業用施設の機能維持のための取組や防災対策を進めます。また、優良な農地の維持・保全や有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の解消や未然防止対策を進めます。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
基盤整備済み農地における担い手への集積率	33%	60%

・パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者への農地集積率（農水商工部農業基盤室調べ）

◆ II - (5) 農畜産技術の研究開発・移転

県民の皆さんの多様化するニーズに的確に応えられる農畜産技術等の研究開発と農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、新たな商品やサービスの展開を促進します。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	二	250件

・農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術、②県が開発した特許・品種等（農水商工部農業経営室調べ）

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

めざす方向

農村地域に暮らす一人ひとりが元気に輝くとともに、地域の魅力が高まるよう、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たなビジネスの創出等に取り組みます。

また、農業の持続的な活動が行われる中で農村の機能が十分に発揮されていくよう、快適性や利便性、生産性の向上や地域住民の自主的な取組による「獣害につよい集落」の育成、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能を維持増進する活動の活発化等に取り組みます。

現状と課題

社会情勢の変化に伴い、農村地域では混住化、過疎化、高齢化が進むとともに、地域の基幹産業である農業等の低迷により、地域活力の低下や担い手不足が深刻化しています。特に、中山間地域では過疎化、高齢化の進行が著しく、集落や地域コミュニティの機能低下に加えて、野生鳥獣による農産物への被害の増加により耕作放棄地が増加するとともに、地域が有する多面的機能の維持も困難になりつつあります。

一方、「心の豊かさ」への志向などを反映して、美しい景観や伝統文化に恵まれた農村に対する「ゆとり」や「やすらぎ」などの多面的な機能の期待が高まっています。

こうした状況をふまえ、農業者や地域住民による地域の豊かな資源を生かした活性化を図ることにより、農業を支える基盤である農村の活力を向上していくことが重要となっています。

主な取組方向

災害に強い農村地域づくりをソフト面、ハード面の両面から進めるとともに、快適性、利便性や生産性の向上のための生活環境や生産基盤の整備に取り組みます。

また、大きな地域課題となっている野生鳥獣害対策については、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮するワイルドライフ・マネジメントの考え方にに基づき、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせる総合的に実施していきます。そのため、地域の实情に即した狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築を進めるとともに、集落全体で対策活動について話し合い、行動する「獣害につよい集落」づくりを推進します。

さらに、人、自然、文化、農産物等の豊かな地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等都市と農村の交流・共生を促進し、地域住民や訪れた人びとが満足できる魅力的な地域づくりや、地域に密着した新たな産業展開（「いなかビジネス」）を促進することにより、元気な農村づくりを進めます。

国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承など農業及び農村が持つ多面的機能の維持増進を図るため、地域住民や都市住民等などの多様な主体の連

携により、社会共通資本である農地・農業用水等の地域資源の保全・活用を促進するとともに、中山間地域等での適切な農業生産活動の促進に取り組みます。

基本目標指標

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農山漁村地域の交流人口	5,086 千人 (平成 22 年度)	5,450 千人 (平成 32 年度)

・農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数（農水商工部農山漁村室調べ）。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の実績値により測ることとします。

目標達成に向けた施策展開の内容

◆Ⅲ－（１）安全・安心な農村づくり

生活環境や生産基盤整備、防災対策を通じて、快適性、利便性、生産性の向上や安全・安心な農村づくりを進めます。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
生活環境を整備する農山漁村集落数	2 集落	3 6 集落

・新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数（農水商工部農山漁村室調べ）

◆Ⅲ－（２）獣害につよい農村づくり

農村地域における鳥獣被害の軽減に向け、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮しつつ、地域の実状に応じた狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築、集落全体での防御対策など、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせた総合的な取組の促進をとおして、獣害につよい集落づくりを進めます。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
野生鳥獣による農業被害金額	4 6 4 百万円 (平成 21 年度)	3 2 4 百万円以下 (平成 32 年度)

・サル、シカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農業の被害金額（農水商工部農山漁村室調べ）。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の実績値により測ることとします。

◆Ⅲ－（３）人や産業が元気な農村づくり

都市や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農山漁村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいがいづくりに取り組むとともに、自然、文化、農産物等農村地域の豊かな地域資源を活用した交流人口の拡大、就労の場の創出・確保を図ることにより、人や産業が元気な農山漁村づくりにつなげます。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
「いなかビジネス」の取組数	101件 (平成 22 年度)	260件

・中山間地域における、地域の農産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たなビジネスへの取組数（農水商工部農山漁村室調べ）

◆Ⅲ－（４）多面的機能の維持増進

地域住民をはじめ多様な主体との連携による、水路や道路など生産資源の保全管理や生態系の保全、景観形成などの活動を促進することにより、農業及び農村の持つ多面的機能の十分な発揮と、農村における地域活動の活性化につなげます。また、中山間地域等の農地の耕作放棄地を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農村の資源保全活動組織数	315組織	500組織

・農業・農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、多様な主体が参画する地域の農地・農業用施設等の保全活動を実施する組織数（農水商工部農業基盤室調べ）

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

県農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、消費者の多様な期待への的確な対応と、満足感や環境・健康志向などを満たす新たな価値の積極的な提案を通じて、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品・サービスの充実を図るとともに、県内、大都市圏をはじめとする県外や海外などに効果的に提供していくための環境整備を進めます。

また、県農業が県民の皆さんや消費者に支持されるよう、環境など新たな価値判断軸への積極的な対応に取り組む生産活動等を促進します。

現状と課題

少子高齢化等により1人当たりの食料消費が減少するとともに、ライフスタイルの変化に伴う個食化、食の外部化・簡便化の進行により食生活における外食、中食、調理食品の利用が増えています。

加えて、消費者ニーズの多様化が進み、地域の個性的な食や農村の文化・風土に根づいたサービス等に対するニーズの高まりが見られる中で、農産物直売所、インターネットなどによる販売が拡大するなど農産物や加工食品等の流通形態が多様化しています。

さらに、消費者に支持される農業を構築していくためには、生産活動における環境に配慮した取組の展開など、新たな価値判断軸への積極的な対応も求められるようになってきています。

こうした中、三重県農業が持続的に発展し、「売れる農業」、さらには「もうかる農業」になっていくためには、食育や地産地消運動の推進により食と農業の結びつきが強化されるとともに、消費者ニーズを的確にとらえた経営の展開、付加価値の向上や新たな市場の開拓をとおして新しいビジネスモデルが創出されるなど、多様な取組が展開されていくことが必要です。

主な取組方向

県産品が広く認知され、競争力を獲得、強化していくことができるよう、食に関わる先端技術や新事業展開などの面でサポートできる産学官ネットワーク等によるフード・イノベーションの形成に取り組むとともに、健康などの多様なニーズに対応する商品を開発し、県内や大都市圏等をはじめとする国内外で販売、流通促進を図るなど「売れる農業」、さらには「もうかる農業」の実現に向けた取組を進めます。

また、「もうかる三重」の実現に向けて、三重県営業本部のもとに首都圏等における営業力を強化し、県産品の認知度向上や県内事業者が国内外で販路拡大をめざす取組についての営業活動を強力に推進します。

さらに、食育や地産地消運動の推進とあわせて、企業等との連携により環境貢献や障がい者雇用など新たな価値を伝える取組の「見える化」を進めるなど、県民の皆さんと

農業とが支え合う関係づくりに取り組みます。

基本目標指標

施策目標項目	【現状値】 平成 23 (2011) 年度	【目標値】 平成 33 (2021) 年度
県産品に対する消費者満足度の増加割合	(把握中)	(検討中)

・県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の増加割合（農水商工部マーケティング室調べ）

目標達成に向けた施策展開の内容

◆Ⅳ－（１）新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

フード・イノベーションの形成等を通じて、マーケットインの発想で農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する意欲的な農業者や食品産業事業者等を対象に、その取組に対する支援を行い、新しいビジネスモデルの創出を促進します。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】 平成 23 (2011) 年度	【目標値】 平成 33 (2021) 年度
農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）	二	30プロジェクト

・企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するフード・イノベーションプロジェクト等の創出数（農水商工部マーケティング室調べ）

◆Ⅳ－（２）新たなマーケティング戦略の展開

消費者ニーズや市場動向を把握・分析し、新たな需要を創造することを通じて、直売所等を核とした県産農産物の新たな域内流通の仕組みづくりや大都市圏、海外へ向けた販路拡大や売上げの増加に取り組む事業者を支援し、経営の発展と地域の活性化につなげます。

【取組目標指標】

施策目標項目	【現状値】 平成 23 (2011) 年度	【目標値】 平成 33 (2021) 年度
大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	100	120

・県が実施する販路拡大事業等に参加した事業者の対象品目の売上額の平成 23 年度を基準（100）とする伸び率（農水商工部マーケティング室調べ）

◆Ⅳ－（３）県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

県内で生産される農産物等を通じた豊かな県民の皆さんの生活が実践されるよう、消費者の期待と信頼に応える生産・流通活動の促進を図るとともに、食品産業事業者

や消費者団体等との協働による食育や地産地消の促進に取り組みます。

また、環境貢献や障がい者雇用の促進などへの取組を通じて農業に係る新たな価値の創出とその「見える化」を進めることにより、県民の皆さん等の県産品に対する満足度の向上を図ります。

【取組目標指標】

施 策 目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
企業との連携による食育等のPR回数	二	8回

・企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数（農水商工部マーケティング室調べ）

第4章 推進体制の整備

1 計画の推進体制

計画に掲げる基本施策を着実に実施し、その目標を実現していくためには、「県民力による協創の三重づくり」を基本として、農業生産に取り組む主体である農業者はもとより、消費者や関係団体、行政が連携を図りながらそれぞれの役割に応じた積極的な取組が展開されることが重要です。

(1) 農業者に期待される役割

農業者には、計画推進の主役として、安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、農業及び農村の多面的機能の発揮を通じて県土の保全や景観の形成などに貢献していることを認識し、地域経済を支える重要な産業としての農業に従事していることに誇りを持って自らの農業経営を展開していくことが求められます。

また、消費者との交流はもとより、食品産業等の他産業との連携協力を努めながら、安全・安心な食料の供給のための安全・安心農業生産に取り組むことにより、農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(2) 農業団体等に期待される役割

農業団体等には、それぞれの団体の設置目的をふまえて、組織や機能の強化、県民・消費者の皆さんや他産業との連携協力を図りながら、意欲ある多様な担い手の育成・確保、優良な農地の確保・保全、産地形成、販路開拓、6次産業化や農商工連携等による新たな価値の創出、農村地域の活性化などへの支援を行っていくことが期待されます。

(3) 他産業に期待される役割

食品産業等の他産業には、農業者と同様に、安全・安心な食を供給するとともに、県産農産物の利用や農業者との連携協力の促進、県内外への情報発信、県産食材の供給等を通じて、三重県農業及び農村の活性化に貢献することが期待されます。

(4) 県民の皆さんに期待される役割

県民の皆さんには、単に食料を購入・消費するだけでなく、農業及び農村の果たしている役割を理解するとともに、広く国際的な情勢や地球環境問題などについての情報を入手し、食に対する知識や食を選択する力を身につけることが求められています。

また、地産地消運動などへの参画はもとより、農業者との交流活動や農地や農村の保全活動等にも積極的に参画することなどが期待されます。

(5) 市町に期待される役割

地域主権社会の実現に向けた動きが加速してきている中で、市町には、農業者や農村地域住民にとって最も身近な行政機関（基礎自治体）として、そのエリアにおける農業及び農村の活性化を促進する役割が期待されています。このため、市町は、農業及び農村施策の展開にあたって、関係機関や団体等との連携を図りつつ、地域段階における創

意工夫に基づく農業者や集落、産地等の主体的な取組を引き出し、支援していくことが期待されます。

(6) 県が果たす役割

県は、全県的な視野で、安全・安心な食料の安定的な供給や三重県農業を支える意欲ある多様な担い手や新規就農者等の育成・確保、農村を維持、活性化するための農村地域施策に取り組みます。

また、基礎自治体である市町や、農業団体との密接な連携のもと、

- ①安全・安心な農業生産に取り組む産地やブランド形成、高付加価値化、多様な担い手が意欲と経営感覚を持って持続的に農業経営を展開していくことができる環境づくりなど、創意工夫に基づく農業者や地域等の主体的な取組に対する支援
- ②普及指導活動などによる、生産技術面におけるスペシャリスト機能、経営発展促進面や地域活性化面等におけるコーディネート機能の発揮などを通じた、地域の主体的な取組に対するマンパワーを生かした支援
- ③農業者や消費者のニーズ、食品産業事業者等の多様なニーズ・シーズ、急速に変化する社会情勢等をふまえた長期的視点からの研究開発とともに、生産等の現場で直面する諸課題の解決につなげる視点からの研究開発の実施
- ④市町が行う農村地域施策に対する補完と支援

など、地域の実情に即した農業及び農村の活性化に取り組んでいきます。

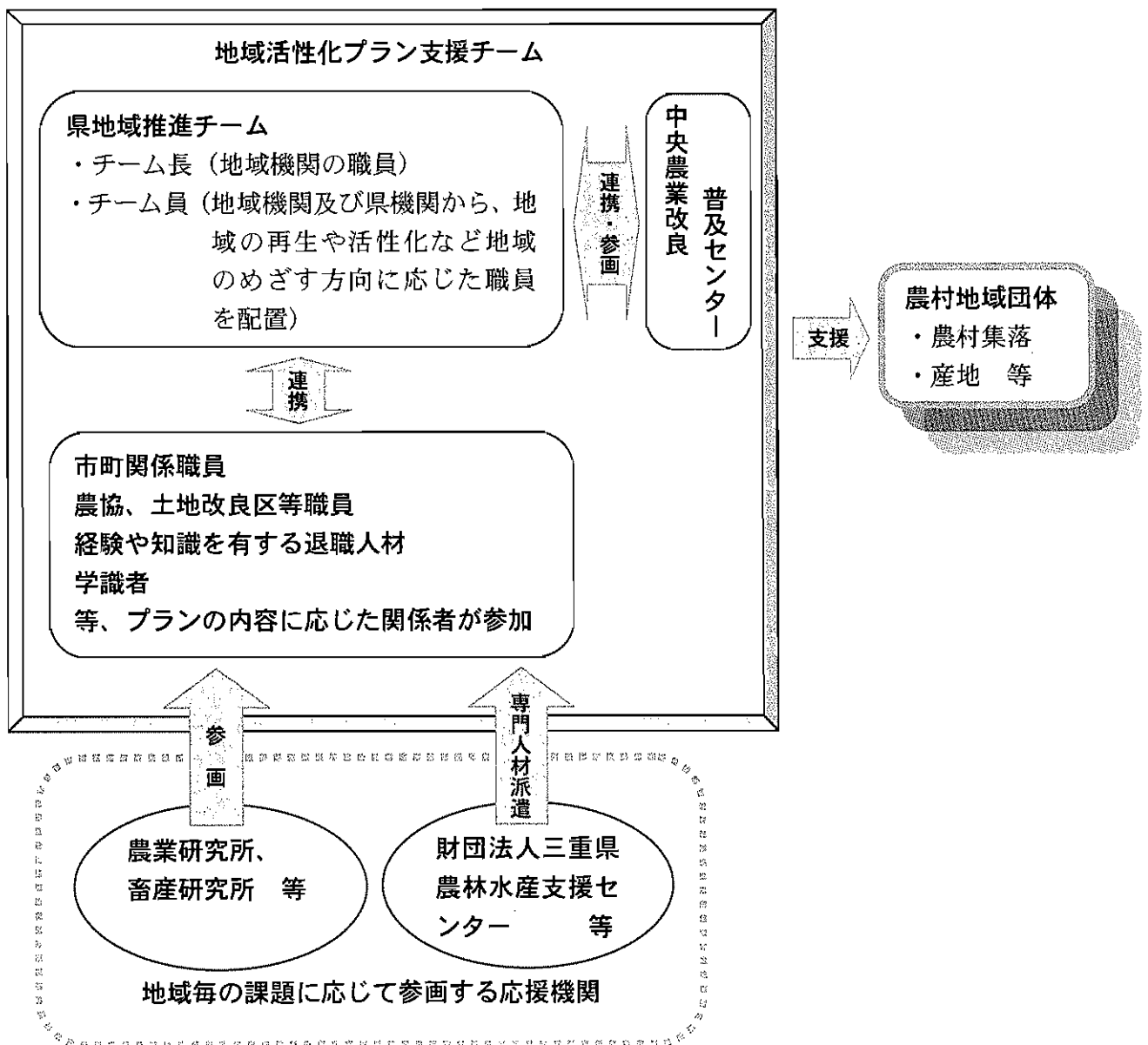
2 地域活性化プランへの支援

農産物の安定供給や多面的機能の維持増進など農業及び農村が果たすべき基本的役割は、農業が将来に渡って持続的に展開されることで発揮されます。

そのためには、「県民力による協創の三重づくり」を基本とする農業及び農村の活性化に向けた取組として、集落や産地など地域の創意工夫のもと、農地、景観、文化などの地域資源を有機的に結び付け、効果的に生かす活動を農業者のみならず非農家を含む地域の住民が、一体となって取り組んでいくことが必要です。

このため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第24条の規定に基づき、市町等の関係機関と連携し、地域が主体となった地域で生み出す価値を高める地域経営（マネジメント）の取組を進めていくため、「地域活性化プラン」の策定とプランに基づく取組の実践を支援していきます。

●支援チームの構成イメージ



● 用語の説明

基本計画に掲載されている用語の説明です。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
A B C（アルファベット）		
B R I C s	BRICs は、ブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、中国（China）の4か国の頭文字を合わせたもの。大きな国土面積、人口をもち、天然資源が豊富であるとの共通点を有している。	第2章
B S E（牛海綿状脳症）	牛や豚など、偶蹄（ぐうてい）類に属する家畜にのみ感染するウイルス性の伝染病で、伝染力が強いため特定家畜伝染病に指定されている。	第1章
E P A（経済連携協定）	Economic Partnership Agreement の略。貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、さまざまな分野での協力の要素等を含む幅広い経済関経協の強化を目的とする協定。	第2章
F T A（自由貿易協定）	Free Trade Agreement の略。特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。	第2章
G A P	Good Agricultural Practice の略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことにより持続的な改善活動のこと。	基本施策 I
H A C C P	Hazard Analysis and Critical Control Point の略。原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測（危害分析：Hazard Analysis）したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程）を継続的に監視・記録する工程管理の手法。製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保できる。	基本施策 I
I T（情報通信技術）	Information Technology の略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。	第2章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
TPP（環太平洋連携協定）	Trans-Pacific Partnership の略。アジア太平洋での自由貿易圏の構築をめざすための協定で、参加国間での貿易に関する関税の撤廃を原則としている。シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国が締結している環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）を拡大させることとして、オーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシアの5か国を加えた計9か国での協定交渉が行われている。	第2章
WTO（世界貿易機関）	WTO は、World Trade Organization の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）の枠組みを発展させるものとして、1995年（平成7年）に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。	第1章 第2章
あ行		
温室効果ガス	地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより地表を暖める働きがあるとされるもの。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（水田や廃棄物最終処分場等から発生）、一酸化二窒素（一部の化学製品原料製造の過程や家畜排せつ物等から発生）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs、空調機器の冷媒等に使用）、パーフルオロカーボン類（PFCs、半導体の製造工程等で使用）、六ふっ化硫黄（SF ₆ 、半導体の製造工程等で使用）を温室効果ガスとして削減の対象としている。	第1章 第2章
か行		
基幹食肉処理施設	県内の主要と畜場である四日市食肉センターおよび松阪食肉センターのこと。	基本施策Ⅰ
基幹水利施設	農業用ダム、頭首工、揚水機場、幹線水路等の基幹的な農業水利施設。	基本施策Ⅱ
口蹄疫	牛や豚など、偶蹄（ぐうてい）類に属する家畜にのみ感染するウイルス性の伝染病で、伝染力が強いいため特定家畜伝染病に指定されている。	基本施策Ⅰ
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。	基本施策Ⅰ

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
戸別所得補償（制度）	米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度。2010年度（平成22年度）に水田作物を対象とするモデル事業が実施され、2011年度（平成23年度）から畑作物を加えて本格実施されている。	第2章 第3章
さ行		
産業革命	18世紀後半のイギリスに始まった技術革新による産業・経済・社会の大変革。機械設備をもつ大工場が成立し大量生産が可能となり、社会構造が根本的に変化して近代資本主義経済の確立につながった一方で、人口の都市集中や小生産者・職人層の没落を伴った。	第2章
残留農薬	植物の害虫駆除や除草等の目的で使った農薬が野菜や果物等の農作物に残ること。食品衛生法により残留農薬基準が定められ、これを超えるものは販売することができない。	第1章 第2章
自然エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーで、新エネルギー、大規模水力、波力・海洋温度差熱などをさす。いずれ枯渇する化石燃料などと違い自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給されるため、地球環境への負荷が少ない。	第2章
植物工場	内部環境をコントロールした閉鎖的または半閉鎖的な空間で植物を計画的に生産するシステム。閉鎖的空間で環境を完全に制御する完全制御型、温室等の半閉鎖環境で太陽光の利用を基本として雨天・曇天時の補光や夏季の高温抑制技術等を用いる太陽光利用型がある。	第2章
新エネルギー	実用化段階に達しつつあるが経済性の点から普及が十分でないもので、化石燃料に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なエネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）。再生可能エネルギーと従来型エネルギーの新利用形態の二つに分類され、さらに再生可能エネルギーは自然エネルギーとリサイクル・エネルギーに分けられる。自然エネルギーのうち実用化段階に達した水力発電や研究開発段階にある波力発電などは新エネルギーには含まれない。	第2章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
世界同時不況	2007年（平成19年）のアメリカのサブプライムローン問題をきっかけにした住宅バブル崩壊に端を発した国際的金融危機。	第2章
た行		
地球温暖化（問題）	大気中の二酸化炭素など温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによって二酸化炭素の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。平均海面水位の上昇、異常気象や自然生態系、農業への影響などが心配されている。	第2章
多品目適量産地	特定の農産物直売所や量販店等での販売を念頭に置き、その品揃えの確保に向け、多品目の農産物について販売に見合った量の生産に取り組む農産物産地を意味する三重県の造語。	基本施策Ⅰ
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等をさす。	第2章 第3章 基本施策Ⅲ 第4章
地域活性化プラン	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例に基づいて地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランのこと。	基本施策Ⅱ 第4章
地産地消（運動）	地元産の農林水産物を地元で消費すること。地産地消運動は、それだけにとどまらず、地域の食への理解を深めたり農作業等を体験したりすることなどを通じて、地域住民が自分たちの生活や地域のあり方を見つめ直すこと。	基本施策Ⅳ 第4章
特定農業団体	農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置付けられた任意の組織で、農業生産法人となることが確実と見込まれるもの。	第3章
トレーサビリティシステム（生産履歴記帳）	食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。食品の生産から消費にわたり、各自取り扱う商品（食品）の移動に関する記録を作成・保存することにより、結果として、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立つ。	第2章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
な行		
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。	第3章
農商工連携	農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウをもち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。	第2章 第3章 基本施策Ⅰ 第4章
は行		
バイオマス	動植物に由来する有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルのなかで、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。	第2章
バブル経済	1980年代後半から1990年代初期までの日本で起こった、資産価格の上昇と好景気及びそれに付随して起こった社会現象。实体经济から乖離して資産価格が一時的に大幅に高騰しその後急速に資産価格の下落が起こる様子が中身の無い泡がふくれてはじける様子に似て見えることから、バブル景気やバブル経済、またその景気後退期がバブル崩壊などと呼ばれている。	第2章
フード・イノベーション	県内の農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等のさまざまな業種や、大学、研究機関、金融機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し、融合することで、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みをイメージした造語。	基本施策Ⅳ
ま行		
三重県営業本部	県産品等の認知度向上と販売促進等に取り組むために設置した、知事を本部長とする組織。	基本施策Ⅳ
ら行		
リーディング産地	県農業をリードしていくことができる産地を意味する三重県の造語。	基本施策Ⅰ

単語（事項等の名称）	解 説	掲載場所
6次産業化	1次産業が、加工（2次産業）や流通販売（3次産業）などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態を表す造語。	第2章 第3章 基本施策Ⅰ 第4章
わ行		
ワイルドライフ・マネジメント	人と野生動物と自然環境の豊かな共存をめざし、単なる有害鳥獣捕獲ではない野生動物の生息地管理、個体数管理、被害管理を総合的、科学的かつ計画的に行う野生動物保護管理のこと。	基本施策Ⅲ

【参考資料】

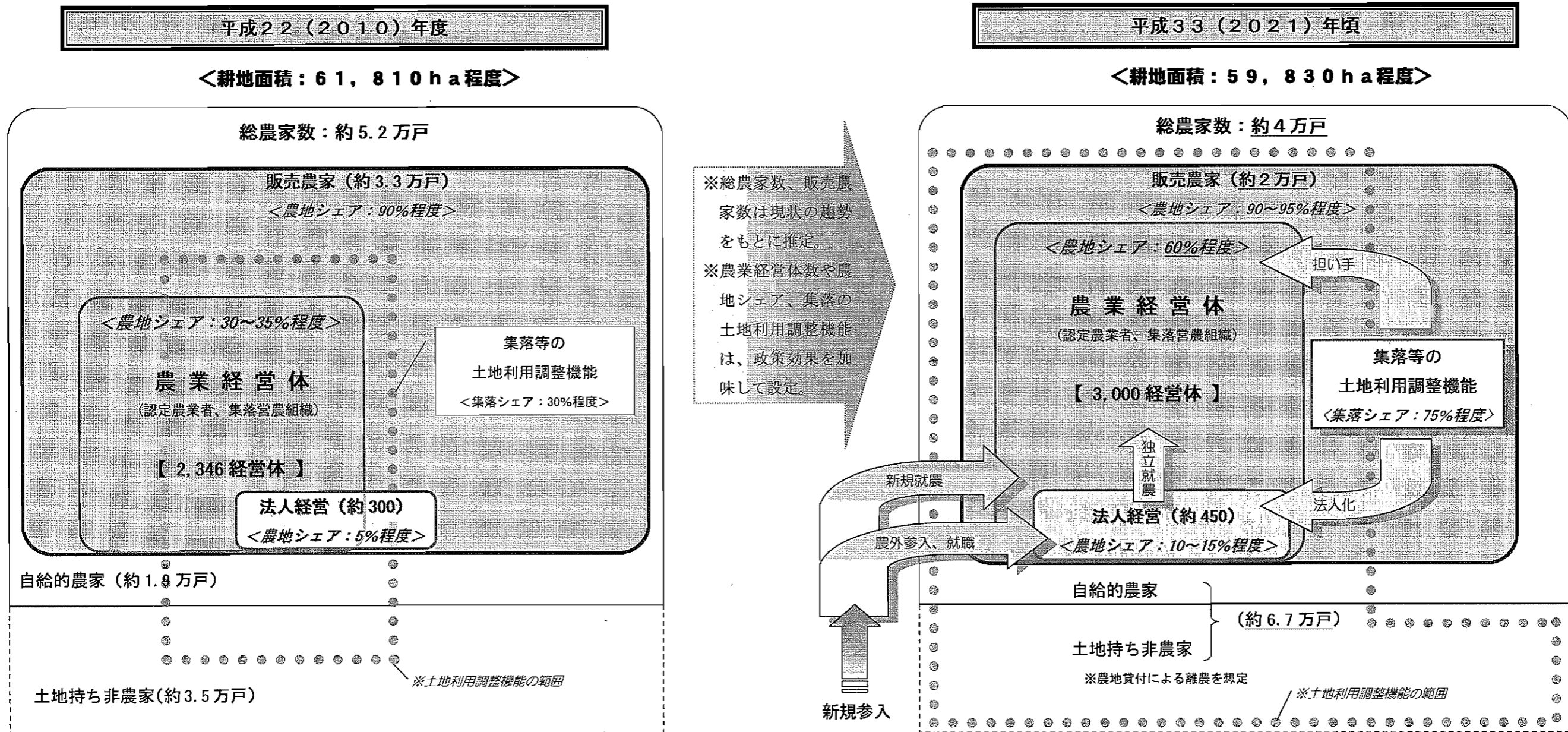
基本計画（最終案）で見通した10年後の三重県農業の姿

1 主要品目毎の生産見通し

品目名等		平成21年度 (2009年度) 【現状】	平成33年度 (2021年度) 【目標】	比較増減 【H33-H21】
耕 種 農 業	水田作物	40,140ha	44,470ha	4,330ha
	米（新規需要米を除く）	30,719ha	30,170ha	△ 549ha
	新規需要米 (米粉用米・飼料用米等)	181ha	1,880ha	1,699ha
	麦	5,800ha	7,420ha	1,620ha
	大豆	3,440ha	5,000ha	1,560ha
	園芸作物	10,750ha	10,720ha	△ 30ha
	その他	3,818ha	3,468ha	△ 350ha
	作付合計面積	54,708ha	58,658ha	3,950ha
畜 産	牛	33,190頭	36,300頭	3,110頭
	豚	119,700頭	120,000頭	
	鶏	6,125千羽	6,130千羽	
耕地面積		61,810ha	59,830ha	△1,970ha
耕地利用率		89%	98%	9%
食料自給率（カロリーベース）		42%	51%	9%

2 三重県における平成 33 (2021) 年頃の農業構造の展望 (イメージ)

- 平成33年頃の農業構造は、高齢化によるリタイア等から農家数が大きく減少するものの、集落等の土地利用調整機能に基づく経営規模の拡大や戸別所得補償制度の活用などにより、農地の9割程度が販売農家によって担われる。
- 認定農業者を主とする担い手農業者が中心となって、集落等の土地利用調整機能を生かして集落営農組織等の主たる担い手となるとともに、こうした組織が農業法人に発展したり、法人経営に雇われた人が技術や経営ノウハウを身に付けてから家族経営者として独立したりするなど、家族経営と法人経営が相互に連携・循環して成り立つ。
- 農業経営や農村内での6次産業化の取組、農業法人以外の法人の参入や農商工等の連携が進むとともに、集落や産地を単位とした「地域経営」の視点を取り入れたさまざまな取組が展開されることにより、意欲ある農業者の創意と工夫による経営発展が実現され、持続的に発展する本県の農業・農村の姿が展望される。



※本資料は、2010年世界農林業センサス等から推計しています。

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画(仮称)

行 動 計 画

【平成 24 年度 - 平成 27 年度】

<イメージ>

平成〇〇年〇〇月

三 重 県

第1章 基本的事項

1 行動計画の策定趣旨

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策である「安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保」「農業の持続的な発展を支える農業構造の確立」「地域の特性を生かした農村の振興」「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」の推進に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この行動計画は、基本計画に示した事項のうち、県が取り組む農業及び農村の活性化に関する基本施策についての具体的な取組方向を示し、着実な施策展開を図るために策定するものです。

2 行動計画の性格

行動計画は、基本計画に示された基本施策を着実に実施するための実施計画となるもので、期間内に実施する農業及び農村の活性化に関する施策を明らかにするとともに、計画の的確な進行管理を行うため中間年における目標を設けます。

また、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、基本施策等の実施状況を取りまとめ、評価することにより、計画の的確なマネジメントを行ないます。

3 行動計画の期間

行動計画の対象とする期間は、取組の実効性を確保するため、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

4 行動計画の構成

基本計画に位置づけた4つの基本施策に従い、基本施策には基本目標指標として、基本事業には取組目標の指標として、それぞれ平成27年度を目標とした数値を掲げるとともに、基本事業毎に取組目標の達成に向けた主要取組の内容を記載します。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本施策	基本事業
I 安全・安心な農産物の 安定的な供給	(1) 需要に応じた水田農業の推進
	(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
	(3) 活力ある畜産業の健全な発展
	(4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保
II 農業の持続的な発展を 支える農業生産構造の 確立	(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化
	(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり
	(3) 多様な農業経営体の確保・育成
	(4) 農業生産基盤の整備・保全
	(5) 農畜産技術の研究開発・移転
III 地域の特性を生かした 農村の振興と多面的機 能の維持増進	(1) 安全・安心な農村づくり
	(2) 獣害につよい農村づくり
	(3) 人や産業が元気な農村づくり
	(4) 多面的機能の維持増進
IV 農業・農村を起点とし た新たな価値の創出	(1) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり
	(2) 新たなマーケティング戦略の展開
	(3) 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

第2章 具体的な施策の展開

1 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向		<p>消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や実需者ニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。</p> <p>また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。</p>		
基本目標指標	数値目標	食料自給率（カロリーベース）		
		現 状 値 平成 23 年度	アクションプランの目標 平成 27 年度	基本計画の目標 平成 33 年度
	42% (平成 21 年度)	46% (平成 26 年度)	51% (平成 32 年度)	
	目標項目の説明	<p>県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合（農林水産省「三重農林水産統計年報」などにより算出）。平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の概算値により測ることとします。</p>		

2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

めざす方向		<p>意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。</p> <p>また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。</p> <p>さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新品種等の研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。</p>		
基本目標指標	数値目標	農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）		
		現 状 値 平成 23 年度	アクションプランの目標 平成 27 年度	基本計画の目標 平成 33 年度
		2, 346経営体	2, 610経営体	3, 000経営体
	目標項目 の説明	積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体（認定農業者及び集落営農組織等）の数（農水商工部農業経営室調べ）		

3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

めざす方向		<p>農村地域に暮らす一人ひとりが元気に輝くとともに、地域の魅力が高まるよう、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たなビジネスの創出等に取り組みます。</p> <p>また、農業の持続的な活動が行われる中で農村の機能が十分に発揮されていくよう、快適性や利便性、生産性の向上や地域住民の自主的な取組による「獣害につよい集落」の育成、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能を維持増進する活動の活発化等に取り組みます。</p>		
基本目標指標	数値目標	農山漁村地域の交流人口		
		現 状 値 平成 23 年度	アクションプランの目標 平成 27 年度	基本計画の目標 平成 33 年度
	5, 086 千人 (平成 22 年度)	5, 290 千人 (平成 26 年度)	5, 450 千人 (平成 32 年度)	
	目標項目の説明	<p>農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数（農水商工部農山漁村室調べ）。平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の実績値により測ることとします。</p>		

4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向		<p>県農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、消費者の多様な期待への的確な対応と、満足感や環境・健康志向などを満たす新たな価値の積極的な提案を通じて、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品・サービスの充実を図るとともに、県内、大都市圏をはじめとする県外や海外などに効果的に提供していくための環境整備を進めます。</p> <p>また、県農業が県民の皆さんや消費者に支持されるよう、環境など新たな価値判断軸への積極的な対応に取り組む生産活動等を促進します。</p>		
基本目標指標	数値目標	県産品に対する消費者満足度の増加割合		
		現 状 値 平成 23 年度	アクションプログラムの目標 平成 27 年度	基本計画の目標 平成 33 年度
	(把握中)			
	目標項目 の説明	<p>県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の増加割合（農水商工部マーケティング室調べ）</p>		

